

令和6年第4回
笠間市議会定例会会議録 第3号

令和6年12月9日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市立病院事務局長	木 村 成 治 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	藺 部 恵 一 君
会 計 管 理 者	西 山 浩 太 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	橋 本 祐 一 君
人 事 課 長	藤 田 優 君
人 事 課 長 補 佐	石 川 幸 子 君
収 税 課 長	打 越 英 樹 君
収 税 課 長 補 佐	仲 村 貴 夫 君
環 境 政 策 課 長	大 内 光 弘 君
環 境 政 策 課 長 補 佐	鈴 木 晃 君
脱 炭 素 推 進 室 長	藤 枝 諭 君
資 源 循 環 課 長	成 田 崇 君
資 源 循 環 課 長 補 佐	友 部 光 治 君
資 源 循 環 推 進 室 長	安 齋 岳 美 君
環 境 セ ン タ ー 所 長	柏 崎 泉 君
健 康 医 療 政 策 課 長	小 松 崎 守 君
健 康 医 療 政 策 課 長 補 佐	青 木 美 穂 子 君
保 険 年 金 課 長	町 田 健 一 君
保 険 年 金 課 長 補 佐	豊 田 信 雄 君
笠 間 図 書 館 長	小 谷 佐 智 子 君
友 部 図 書 館 長	加 藤 忠 君
岩 間 図 書 館 長	菅 谷 勉 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵美子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係	長 神 長 利 久
係	長 上 馬 健 介

議 事 日 程 第 3 号

令和6年12月9日（月曜日）

午 前 10 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第3号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、21番石崎勝三君、1番長谷川愛子君を指名いたします。

一般質問

○議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行機関とも、分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、11番林田美代子君の発言を許可いたします。

林田美代子君。

〔11番 林田美代子君登壇〕

○11番（林田美代子君） 11番日本共産党の林田美代子でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問いたします。

大項目1、安定した雇用のもとで住民のために安心して働き続けられる職場に・・・会計年度任用職員制度の運用について、質問いたします。

会計年度任用職員は、令和2年度に、それまで非正規公務員の劣悪な処遇改善を目的の一つとして、地方公務員及び地方自治法改正によって発足しました。今年で5年目を迎えました。会計年度ごとに任用という任用の不安の現実を前に、安心して住民のために働き続けたいが声を上げたくても上げられないとの切実な声が、全国から労働組合や市民団体に寄せられています。期待された処遇改善は少しずつ前進していますが、まだ大きな問題が解決されず残っており、改善が求められます。

私たちはこの制度の実態が分からないまま、会計年度任用職員に依存して日々の暮らしを送っているのが現状です。今回の質問の目的は、部分的になりますが、この制度の笠間市の現状と問題点を明らかにすること、改善の要望をすることです。

最初に、小項目①、令和6年度の会計年度任用職員と正規職員の数と、その割合はどのようになっていますか、伺います。会計年度任用職員ではフルタイム、パートタイム別。職種別、性別、人数を。専門職ではその正規職員数についても、答弁をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 11番林田議員の御質問にお答えをいたします。

会計年度任用職員の数についての御質問でございますが、まず令和6年度の会計年度任用職員数と正規職員数でございます。令和6年4月1日現在で、正職員が707人、会計年度任用職員が465人でございます。

次に、会計年度任用職員のフルタイム、パートタイム別に。職種ごと、性別ごとに。専門職については、その正規職員数についてでございます。

笠間市ではフルタイムの会計年度任用職員はおりませんので、パートタイムの会計年度任用職員について申し上げます。まず、全体465人のうち、男性が144人、女性が321人でございます。

職種ごとに主なものを申し上げますと、一般事務職員は130人で、男性21人、女性109人でございます。次に、看護師は17人で全員女性です。正職員は21人です。次に、保健師は1人で女性です。正職員は19人です。次に、保育士は15人で全員女性です。正職員数は12人です。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 今、笠間市の現状について答弁いただきましたが、次のような特徴があります。

1、令和2年度に比べ、正職員数は変わりありませんが、会計年度任用職員数が87名増加し、その割合は34.8%から39.6%と増えていることです。また、内訳が分からないその他の職員が170名が含まれているなど、会計年度任用職員が多岐にわたる職務に分布し、公共サービスがますます非正規の職員に依存していることが分かります。

2、一般事務職員や医療技術員、看護師、保育士等及び図書館職員は、ほとんどが女性です。これは、会計年度任用職員制度の低過ぎる処遇が、女性労働者を中心とした貧困世帯を地域に生む仕組みになっています。

3、医師、看護師、保健師、保育士及び図書館職員などの業務は恒常的に存在し、本格的な業務の典型的なものであるにもかかわらず、会計年度任用職員が配置されて運営されていることです。常時設置すべき職については、常勤職員を配置すべきです。公務の専門性、継続性、公平性、平等性を担保し、全体の奉仕者としての使命を果たすためには、任期の定めのない、身分保障された常勤職員の配置が必要ではないでしょうか。抜本的に改善が求められます。

次に、小項目②に移ります。この制度で分かりにくいことが一つありました。

時給及び福利厚生など、フルタイムとパートタイムの間にどのような違いがあるのでしょうか。また、フルタイムと正職員との間ではどうでしょうか。また先ほどの答弁の中で、フルタイムの職員はいませんでした。なぜ、より処遇のよいフルタイムの任用はないので

しょうか、伺います。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） お答えをいたします。

まず、会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムの間にどのような違いがあるかとの御質問でございます。

笠間市にはフルタイムの会計年度任用職員はおりませんが、制度として違いがございます。まず、勤務時間について。1週間の勤務時間が、フルタイムの38時間45分に対し、パートタイムは37時間30分以下でございます。次に、給料について。フルタイムは月額、パートタイムは基本、時給や日給でございます。次に、手当について。フルタイムは退職手当が支給されますが、パートタイムは支給されません。次に、服務について。フルタイムは兼業はできませんが、パートタイムは兼業が可能です。なお、健康診断やストレスチェックについては、フルタイム、パートタイムの区別なく行われます。

次に、フルタイムの会計年度任用職員と正規職員の違いについてでございますが、まず任期について。正規職員は任期の定めはありませんが、フルタイムの会計年度任用職員は1年以内という任期の定めがございます。次に、休暇制度について。フルタイムの会計年度任用職員は正規職員の特別休暇の一部が適用されますが、その中でも一部無給のものがございます。

最後に、なぜフルタイムの会計年度任用職員を任用しないのかでございますが、会計年度任用職員は、地方公務員法第17条及び第22条の2に基づき、正規職員だけでは対応し切れない業務や季節的な業務の増加、特定のニーズへの対応などのために、任期1年以内で雇用されるものであります。フルタイムではなくパートタイムを任用することで真に必要な業務に適切に配置し、効率的かつ効果的な行政運営を実現することができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） ただいまの答弁の中で、正職員と会計年度任用職員との差の大きさ、フルタイムとパートタイムの処遇の違いに驚きましたが、フルタイムは正職員と同じ1週間38時間45分。1日あたりにしますと7時間45分の勤務時間で、給料、退職手当の対象になり、パートタイムはフルタイムより短い勤務期間で、報酬、費用弁償の対象と区別され、給与及び手当の面でパートタイムはフルタイムより劣る条件に位置づけられています。現在はどちらも6か月以上の任期の場合、期末手当や勤勉手当が支給されるまで改善されていますが、業務量や業務の内容に変わらないのに、フルタイムより1分でも勤務時間が短いだけでパートタイムに分けられることが分かります。

次に、小項目③に移ります。小項目②と関連しますが、令和2年度は1日の勤務時間がフルタイムと比べて15分しか変わらないパートタイム職員が任用されていましたが、令和

6年度の場合には、事前の調査では図書館職員において各週とも勤務時間が、1週間では37時間30分以上勤務に分類されている職員が多く見られます。1週間37時間30分というのは1日当たりにしますと7時間30分で、フルタイムから15分だけ短い時間です。「以上」という表現はどのような勤務実態を意味しているのか、不明です。

1週間、37時間30分以上のパートタイムの1日当たりの勤務時間の最大時間は。フルタイムとの勤務時間の違いはどのようなになっているのでしょうか。1週間当たりではどうでしょうか、伺います。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 会計年度任用職員の勤務時間についての御質問でございますが、パートタイムもフルタイムも1日当たりの勤務時間は最大7時間45分まで設定できます。

1週間当たりの勤務時間は、フルタイムでは、先ほど申し上げましたとおり、最大38時間45分に対し、パートタイムでは最大37時間30分以下と定めております。パートタイムの会計年度任用職員については、勤務時間を業務計画と職員の希望を考慮して柔軟に設定することが可能でございます。例えば、1日7時間30分で週5日勤務や、1日7時間45分で週2日勤務、1日4時間勤務で週3日勤務など、柔軟に対応することが可能でございます。以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 答弁から、1日の勤務時間と1週間の勤務時間の二つの条件を組み合わせ、フルタイムとパートタイムに分かれていることが分かりました。1日当たりフルタイムとパートタイムに分かれることが分かりました。1日当たりフルタイムでも、勤務日数を1日減らすとか、1週間ではパートタイムに該当しますけれども、1日15分短い勤務時間は、働く人にとって、その差のメリットはほとんどないと思います。メリットどころか、年収など処遇に大きな格差が生じています。パート勤務職員より安上がりの職員として任用されているのが現状だと思います。少なくとも、令和2年度から改善が進んでないということになります。

次に、小項目④に移ります。過去30年来の実質賃金の減少、最低賃金の値上げ、諸物価の高騰など、値上げの実現は待ったなしの状況にあります。会計年度任用職員では、特にそれは切実であると思います。

2020年度会計年度任用職員制度開始以降、報酬または給与の賃上げは何回実施しましたか。実施した場合は、それはいつでしょうか。また、2023年度に正規職員は民間に準拠して値上げをしましたが、笠間市の会計年度任用職員の賃上げはいつ実施しましたか、4月に遡って実施しましたか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 会計年度任用職員の賃上げについての御質問でございます

が、会計年度任用職員の報酬改定は、人事院勧告に基づき、正規職員の給与改定に準じて行っております。

報酬額の引上げは、令和5年度、2023年度に2回実施しました。具体的には、会計年度任用職員の一般事務補助で見ますと、1回目は、令和5年4月に923円を949円に引き上げました。2回目は、令和6年1月に949円を1,025円に引き上げ、この賃上げは4月に遡って実施したところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 会計年度任用職員の賃上げは正職員に比べて遅れて実施しているということですが、それはどのような理由なのでしょう。賃上げが遅れるということは、正職員との処遇の差がますます開くことになります。身分差別と言われても仕方がございません。

総務省は、予算の措置としており、常勤職員に準じた賃金を改正するよう求めています。実施が1年遅れれば、3月に退職した後には、何の効果も及びません。このようなことがないように適切な対応を求めます。

次に、小項目⑤に移ります。令和5年度に学務課が、パートとして英語指導助手を募集しました。募集要項の中に、時間外手当なしという表記がありました。また、同じ年度に秘書課が会計年度任用職員の公募をしていましたが、時間外手当についての表記は一切ございませんでした。令和6年度の人事課の公募でも同様です。会計年度任用職員条例では、フルタイム、パートタイムとも時間外手当の支給が定められています。

令和5年度の場合、会計年度任用職員の時間外勤務の状況はどのようになっていますか。時間外手当は支給されていますか、伺います。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 会計年度任用職員の時間外勤務手当についての御質問でございますが、令和5年度に時間外勤務を実施した会計年度職員は160人で、年間延べ2,862時間の時間外勤務が行われました。

なお、1人当たりの年間平均時間外勤務時間は約18時間であり、部署により偏りがあります。また、時間外手当は、全て適切に支給されております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） どのような職種、職場でも時間外勤務が発生したのでしょうか。その理由は何でしょうか。会計年度職員の制度が壊れていないのでしょうか。正職員の配置を行うべきではないかと思えます。見解を伺います。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 時間外が多い部署、その理由はというような御質問だと思

いますが、くるす保育所の保育士について運動会などの行事が多い時期や、資源循環課の廃棄物管理監について急な不法投棄対応、税務課の一般事務補助について確定申告の時期など、時期的に業務が集中する場合や緊急の場合などに行ってございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、小項目⑥に移ります。

今年度、総務省は「会計年度任用職員制度導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」の改定により、「3年で雇止めせず、上限回数は問わずに公募によらない再任用を可能」としています。笠間市の場合はどのようなになっているか、伺います。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 会計年度任用職員の再度の任用についての御質問でございますが、国のマニュアルでは、地域の実情に応じた取扱いが求められております。笠間市では、当初より会計年度任用職員が3年で雇い止めをされることなく、上限回数を問わずに再任用が可能となるよう対応してございます。

なお、再度の任用に当たっては、業務の継続性や職員の経験、能力を重視し、所属長がその年度の人事評価を行い、次年度の継続が可能であると判断した場合に更新されるものでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 笠間市では再任用の運用を3年の雇い止めどころか、上限を定めずに国より先駆けて実施したということです。これは、大きな前進ですね。しかし、パートタイムと再任用を続けていくことは、低過ぎる処遇のまま、不安定な雇用を職員に続けさせるということになりませんか。

国は、人材不足を背景にし、会計年度任用職員の中で経験、スキルを高めた職員をほかの場所に職場に手渡すことの損失を防ぐために、上限回数が問わない再任用を認めたということです。これは、この制度の短所が現れ、会計年度任用職員自体が成り立たなくなっていることの証拠だと思われます。早急に制度の見直しを求めます。

次に、小項目⑦に移ります。小項目⑥で上限なしで再任用を続けてきたということですが、その状況を伺います。

制度開始前を含む令和6年度の任用職員の勤務年数の分布はどのようなになっていますか。最大、最小はどのようなになっていますか、伺います。

また、任用が続いた人の退職時には退職手当が支払われる、次の職場の保証、次の職場を紹介するべきです。退職手当は支払っていますか、伺います。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 会計年度任用職員の勤続年数の分布についての御質問でござ

ざいますが、今年度の会計年度任用職員465人のうち、新規雇用が75人、1年から5年が243人、6年から10年が100人、11年から15年が36人、16年から20年が9人、21年以上が2人でございます。会計年度任用職員の中で、最大の勤続年数は26年、最小の勤続年数は新規雇用のゼロ年でございます。

なお、退職手当につきましては、笠間市ではパートタイムの会計年度任用職員のみを任用しているため、退職手当は支給しておりません。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 小項目⑥と⑦の答弁から、会計年度という期限付の職員でありながら、勤務年数の長い職員が生まれていることが分かりました。職員の再任用が重なれば、処遇や退職される時期など運用の難しさが新たに出てくると思います。期限付任用職員制度という任用の仕方の不合理などが、このことから明らかです。

次に、小項目⑧に移ります。この制度に任用されている職員の中には、短時間勤務を希望する、フルタイムで生涯その仕事に専念したいという希望する人など、様々な勤務条件あるのではないのでしょうか。

そういう希望に沿えるため、希望する人のために、公募をフルタイムの任用にすべきだと考えます。この見解を伺います。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 希望する人にフルタイムの任用をとの御質問でございますが、会計年度任用職員は、市の業務計画に基づき、真に必要な業務に適切に配置し、効率的かつ効果的な行政運営を行うために任用をしております。笠間市ではより柔軟な人員配置が可能なパートタイムの任用形態を採用しておりますので、現在任用している会計年度任用職員が、御本人の希望だけでフルタイム任用となることはございません。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 国は、経費を削減するためだけで勤務時間数を削減し、パートタイムの任用をすることはできないと自治体に戒めています。フルタイムの任用を再度検討することを求めます。

次に、小項目⑨に移ります。民間労働者の場合、労働契約法第18条で、有期労働契約の契約をした期間が5年を超える労働者が申込みをした場合、期間の定めのない労働者による規定があります。

公務員にもそのような法制度、現在ありませんが、会計年度任用職員も一定期間継続して任用してきた場合、希望者には「任期の定めのない職員」として採用する道を開くように検討すべきだと思います。また同時に、国に対して法整備の要求をしていただきたいと思います。見解を伺います。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 希望者には「任期の定めのない職員」として採用する道を開くようにとの御質問でございますが、会計年度任用職員はあくまで一会計年度単位で任用となるものですので、御質問の「任期の定めのない職員」とは正規職員としての採用と捉えてお答えをいたします。

正規職員は、3次試験まで実施する競争試験を経て採用されます。一方、会計年度任用職員は、面接試験での選考試験で採用をしております。正規職員として採用されるためには、正規職員の新規採用試験に応募し、試験を受験していただく必要がございます。したがって、公平性の観点から、特定の会計年度任用職員を正規職員として採用する考えはございません。

また、国に対して法整備の要求をとの御質問でございますが、最近、総理が非正規雇用で働く地方公務員の待遇改善に取り組む方針を示されましたので、市としましては、今後国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 考えてはいない、国の動向を見てという考えでございましたけれども、正職員の定数を増やして公募を実施し、正職員を任用すべきだと私は考えます。

次に、小項目⑩に移ります。小項目⑧と関連しますが、特に資格を有する専門職を目指している市民には、様々な働き方の要求があると思います。それでも、将来不安、生活不安を抱える任期に制限のない現在のような働き方は、ほとんどの人は望んでいるとは考えられません。不満を持ちながら、やむを得ず現在の会計年度任用職員に応募していると思います。

そこで、任期の定めのない短時間勤務公務員制度を創設し、法整備をすることを国に求めることを要望します。今、先ほどの答弁で分かりましたけれども、再度国に求めて、要望します。

今年6月の議会で困難な問題を抱える女性相談支援員の正職員配置を求めた際、市は職員にお願いして再任用を続けていただいている趣旨の答弁をされました。不安定で処遇のよくないパートの会計年度任用職員ではなく、正職員を任用すれば、お願いする必要なく、定年まで不安なく働いていただけたと思います。そのほうが、市民も安心して暮らすことができます。市民を支える役割を担う自治体業務は専門性と経験を持つ職員でこそ、安心・安定し、継続した住民サービスを提供できます。継続性、制度性としていない会計年度任用職員では不十分とならざるを得ません。

また、職場との負担も増加し、市民サービスに影響を及ぼします。自治体で行うべき安定した業務に従事する職員は、全て常勤職員に任用する大前提で立ち返るべきではないでしょうか。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 11番林田美代子君の一般質問を終わります。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時50分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

17番西山 猛君が退席いたしました。

18番石松俊雄君の発言を許可いたします。

石松俊雄君。

〔18番 石松俊雄君登壇〕

○18番（石松俊雄君） 18番市政会の石松です。さきの通告に従いまして、一問一答方式で質問をいたします。

大項目1、笠間市教職員の働き方改革についてであります。これまでの定例会でも数人の議員から質問が重ねられてまいりました。私も3月の定例会で質問をさせていただいておりますが、今回はその後の状況と今後の課題について、改めて質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

今年8月に文科省は中教審の答申を受けまして、「教師を取り巻く環境整備総合推進パッケージ」を取りまとめました。その中には、小学校の教科担任制を3・4年生まで拡充するために、2,100人増員をすること。指導の質の向上を図りながら、3・4年生の学級担任の持ちこま数は週3.5こま減らし、新任教員は負担を減らすために持ちこま数を週5こま減らすという具体的な案が示されております。さらに、生徒指導担当教師の全中学校への配置、複雑化する課題への対応、さらには35人学級の推進など、基礎定数の増加により、合計で7,653人の教職員定数の改善を目指すとなっております。

業務量の多さや長時間労働の常態化など社会課題となる中、教員志願者は年々減少しており、危機的な教員不足が目前に迫っているため、次世代公務DXによる業務の適正化や、健康・福祉を確保した柔軟な働き方、給与面の処遇改善などを盛り込み、これらを複合的に進めることで業務負担と長時間勤務を減らし、時間外在校等時間、いわゆる超過勤務を月45時間以内にし、仕事生活の満足度が高い職場環境へ変えていきたいというのが、この総合推進パッケージの狙いであります。

笠間市では、教育委員会の「学校の働き方改革プラン」が策定をされております。その目標は、令和6年度末までに月当たりの超過勤務時間が45時間を超える教員をゼロにするに掲げられております。私の3月の質問の際には、目標は達成できない状況にあると教育長は答弁をされました。

そこで、小項目①の質問であります。このプランの現時点での達成状況とその評価に

ついて。11月18日に総合教育会議が開かれております、その議題にも上っておりますので、そこでの議論内容も含めてお聞かせをください。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 18番石松議員の御質問にお答えをいたします。

教職員の働き方改革プランの達成状況と評価についてでございますが、先ほど議員がお話の中であったとおり、本市におきましては、国や県と同様に、月当たりの超過勤務時間が45時間を超える教員をゼロにするということを目指しておりますが、昨年、令和5年度の実績でお答えしますが、超過勤務時間が40時間を超えている教員の割合は33.8%に上っております。特に、年度当初、そして2学期初めの10月は、半数近くの教員が40時間をオーバーしており、目標を達成できてないのが現状でございます。

これを受けまして、先ほど議員から御指摘がありました総合教育会議でも、その課題について話し合いが行われております。主な内容につきましては、5時間授業を特に多く入れることによって、先生方の業務を減らしていくということ。それから、調査物等がいろいろな国や機関、そういうところから来ますので、そういうものも精査して調査物がないようにしたらどうかと、そういう内容もございました。

以上、そういう形を受けまして、教育委員会としましてはさらなる取組を実施するために、校長会、そして働き方改革推進委員会での現場の意見を基に、より一層推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 前回の質問の際にもお聞きをしたんですけれども、4月、5月が超過勤務になりやすいと。4月を5時間授業にして何とかしたいということと、それから勤怠システムの数値化が見える化をして、何とか減らしていきたいのということも答弁をされたんですけれども、そういうことをやった上でも効果がなかったということなのでしょうか。それともやってないということなのでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君、自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） 自席でお答えします。

先ほど、まず初めに、答弁の中で、「45時間」を「40時間」と答えてしまいました。「45時間」の勤務ゼロでございます。

続けて御質問にお答えをしたいと思うんですけれども、特に5時間授業を4月全体でやっている学校というのはないんですけれども、一番忙しい時期を5時間授業にしていこうという形で、例えば通知表をつける時期であったりとか、成績、それから行事が立て込んでいる時期に5時間授業を各学校の実態においてやっているという学校が多いために、年度当初それから10月、こういうところが多いんですけれども、どうしても年度当初と学期

初めというのは、その年度の、例えばいろいろな子どもたちの書類であつたりとか、そういうものを作らなければいけない状況にあります。

それから、学校としてはその日のうちに解決しなければならない仕事のほうが多いものですから、やはり先生方が年度当初に残る、それから学期初めに残って業務を行うということが続いているというのが現状でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ということは、4月だか5月だか分かりませんが、5時間にしてもできないという事情もあるのでしょうか、要は仕事量が多い、業務量が多いということが問題であって、5時間にするというだけでは解決をしないということではないのでしょうか。その辺はどうなのですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 授業定数、授業の総時数の話になってしまうんですけれども、実は年間、小学校においては1,015時間学習を行われなければならないという決まりがあります。ということは、週のうち、5日間あるうちの4日間は6時間授業にしないといけないと。6時間授業にしないといけないということは、授業が終わるのが3時半頃、そして帰りの会が終わるのが大体4時頃と考えると、先生方の退勤時間は4時半です。ということは、30分間しかもう既に時間がないということで、その中で業務が完結できないという状況が今も続いているということでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君

○18番（石松俊雄君） その辺は、うちの会派の村上議員が質問したときに教育長答えられているんですよね。これは、短縮授業を入れるのではなくて、笠間の場合は5時間授業にしてやるということはお聞きをしているんですけれども、要するにそういうことをやっても、業務量を減らさないと解決しないのではないのですかと。それは、教育長の答弁の中身ではないのですかということです。私は、そういうふうにお聞きをしました。

さらにお聞きしたいんですけれども、この働き方改革プランの更新はされるんですか。新たな働き方改革プランは、教育委員会はおつくりになるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 現状では達成できてない状況ですので、今後また働き方改革につきましては、改革の推進会議等を通じながら、そして教育委員会の会議等を通じて、見直し等も図ることも考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 見直しではなくて、令和6年度末までで終わりじゃないですか。令和6年度末までに超勤が45時間以上の教師ゼロにするという、これ目標達成できてないから、次の目標というか、計画をつくるのは当たり前のことじゃないんですか。これ、つくられないんですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先日の総合教育会議で受けたそういう意見を基に、新たな計画を策定してまいりたいと思います。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 分かりました。次の項目に移らせていただきます。

県教委が発表しました来春採用の公立学校教職員の選考試験の志願者状況によりますと、昨年に比べて647人減って、2,911人であったと聞いております。志願倍率は3.02倍で、過去3年間で3番目に低い水準だったというふうに言われております。合格率にすると2.45倍で、10年間で最低だったということでもあります。

そういう中で、県教委が教員を確保する対策として取り組むのが受験者負担の軽減で、2026年度採用から1次試験で教職専門を廃止をして、加えて民間企業との併願や、教員への転職促進のため、企業採用で広く使われているSPI3という総合能力試験なんですけれども、これを活用した選考枠を新設をするということでもあります。

さらに、2027年度採用からは、前倒し選考の対象を小学校教諭から全校種、全職種に拡充をされます。つまり、採用試験を受けやすくして、教員志望の学生を早期に確保しようということでもあります。

そこで、小項目②、笠間市における小中義務教育学校の教員配置状況についてお伺いをします。

小学校5年生までが児童35人に1人、6年生以上が中学校と義務教育学校後期が児童生徒40人に1人という県の基準に沿って配置をされ、市の予算で2名が加配されているということは承知をしております。市内には児童生徒数が減少している学校だけでなく、増加をしている学校もあるかと思います。来年度の教員確保に当たって、教員不足による影響はないのかどうか。また、来年度も2名の加配は続けられるのかどうかをお伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 教員配置の状況、それから教員不足についてお答えをしたいと思います。

笠間市におきましては、年間を通して欠員の未配置の学校というのはないのですが、先ほど議員がおっしゃいました、市採用職員の2名につきましては、人員不足ということで未配置の状況でございます。

年度当初には全ての教員を、県負担職員ですが、そちらのほうは配置しておりますが、年度途中の産休、それから育休・療休等の休暇補充、それから3か月の研修補充につきましては講師が見つからず、校内での調整、分担割り振りによって補填している学校が、市内で小学校4校、義務教育学校1校の合計5校ございます。

年度初めである4月からの任用できる講師につきましては、全体を通じて配置できる状

況にありますけれども、笠間市だけでなく県全体で、途中での講師の採用状況というのは今のところ見込めない状況であります。来年度につきましても、市採用の独自の採用の教員というものは必須だと私は考えておりますので、配置できるような形で今後取り組んでまいりたいと思います。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 講師そのものが足りないということは、それは前回もお伺いしているんですけれども、この市の採用職員未配置だということ、来年度またやるということなんですけれども、未配置のままやるって、何か方策は考えられるのですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 各学校において、昨年度ですけれども、魅力ある学校づくりということでいろいろビデオ等をつくって、うちの学校の魅力っていうのはこういうものだということで、講師それから正式な採用教員も含めて今募集に当たっておりますので、早い段階で講師が見つけれられるように、教育委員会全体として取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） その辺だと思うんですね。やっぱりもうちょっとしっかりやらないと、せっかく予算取っても未配置になったのでは、これ事業として意味がないので、これはもっと頑張って配置をぜひしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

次の項目に移るんですけれども、小項目③、教職員のメンタルヘルスの問題についてなんですが、これは笠間市ではストレスチェックが行われておりまして、高ストレス者の割合が令和元年度11.2%から令和5年度には9.4%と若干減少傾向にあるのだということは、これまでの議会の教育長の答弁の中で承知をしております。

さらに、令和元年度からの精神疾患、いわゆるメンタルによる休職者は1人から2人くらいで推移をしている、退職者はゼロであるということも伺っております。この状況については今も変わっていないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをしたいと思います。

昨年度の結果においても、総合健康リスク面で全国平均を大きく下回っております。昨年度と比較してもリスクが低くなっておりまして、良い傾向との診断を受けておりますが、一方、高い高ストレスと感じている教員も約1割いるのは現状であります。

そういう状況でありますので、今後もカウンセラーや専門医等の県の事業等を通じて、先生方の心の健康、そういう問題に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 全国に比べていいということであれば、市の単独加配の教員は

見つかるのではないんですか。なぜ、そこが見つからないのかというところ、私は納得がいけないところなんですけれども、笠間市としてこのストレスチェック以外に何か、教職員のメンタルヘルス対策というのは何か行われているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

先ほども申し上げたんですけれども、市全体として行っている事業はなく、各学校長を通じて、心に課題を持っているとかそういう方々につきましては、県の事業等の紹介ということで行っているのみでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 昨年度からも、国のほうでも公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業が始まっており、教育長御存じだと思うんですけども、メンタルがやられたときは、やっぱり相談先だとか気軽に話ができる先というのがとても大事になってくるわけなんですけれども、そういう意味で、先生方が大変なときに駆け込みができるような、そういう場所が私は必要だろうというふうに思います。

先ほど、県の事業の紹介だというふうにおっしゃっていたんですけれども、こういう国の事業を使って、笠間市としてその予算を活用した第三者によるオンライン相談だとか、休日、24時間相談ができるような、そういう取組というのをやるお考えはないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員おっしゃるとおり、モデル事業が始まりました。それにつきましては、全国で5市町村というくくりがございまして、なかなかうちで手を挙げても難しいところかなというところはあるんですけれども、県の事業は大変充実しています。電話相談等の事業についても、24時間メールで受け付けるとか、私も県でそちらのほう担当しておりましたので、そちらのほうを推奨して、カウンセラーに面談をしたりとか、そういう活用をしてもらっていけばということで考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） お考えはお聞きしました。しかし、高ストレスに感じている方が1割いらっしゃるということですから、ここは何とかやっぱりしていただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

次の小項目④の業務縮減策についてなんですけれども、これまでのほかの議員の質問の中で、校務支援システムの導入、学校閉庁日の設置、留守番電話の活用、部活動指導員の配置、日報等の廃止、働き方改革推進委員会の設置、学校行事の見直し・廃止、勤怠管理システム「きんむくん」と言うんでしょうかね、それを活用するという、それから私の質問の中で教育長は時間単位ではなくて半日単位あるいは1日単位で年休が取れるように計画年休を実施していきたいのだということも3月には答弁をいただいておりますが、それらの取組は伺っているわけなんですけれども、それらの取組によって、笠間市内の教員の

業務量というのは、具体的にどれぐらい縮減されているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをしたいと思います。

令和元年度4月と令和6年4月の超過勤務時間の平均を比較すると64.2時間、これは令和元年4月ですけれども64.2時間から、令和6年、本年4月には41.6時間に減少しておりますので、全体で35.2%の縮減と考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 時間を見るとそういうことなんだろうというふうに思うんですけれども、ただ国のほうでも言っているんですけれども、労働時間の上限が設定されたことによって、今ほど教育長がおっしゃったように、教員の労働時間は削減をされている。しかし、学校内で終わらなかった業務をやっぱりうちに持ち帰って仕事をしている先生方はいまだにいらっしゃるし、私は現実にはそういうお話もお聞きをしています。

家庭での作業を統計に反映するというのは非常に難しい部分もあるかと思うんですが、持ち帰り残業の実態把握とか解消というのは、私は必要だと思うんです。そういうことに対する市の教育委員会の問題意識、あるいは解決策についてお聞きいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、持ち帰る業務は、はっきり申し上げれば、定時退勤日を設けることによって、持ち帰り業務をしている職員が出ているというのは把握しております。というのは、先ほど申し上げたとおり、学校の場合にはその日に完結をしなければならない業務のほうが多いものですから、どうしても学校で、ちょうちん学校と昔は言われましたけれども、先生方が帰らざるを得ない状況になったときに先生方が持ち帰りをすること、正確に言えば校長に対してこの業務を持ち帰りますという申請分もありますけれども、それをしっかり申請している内容については把握できますけれども、例えば個人情報以外のもの、日記帳であったりとか、日記帳も個人情報に入りますけれども、簡易なものについて把握できない状況がありますので、ある一定のもの、先生方は学校で作業ができないものを家庭で作業している状況は一定時間ありますので、そういうことを防ぐために、週5時間授業ですね、5時間授業を今、週3日間取り入れて、なるべく先生方が放課後、余裕ができる時間を生み出すということで今、大体、国内では1,086時間というのが平均的にやっている勤務時間なんですけれども、それを法的に1,015時間に近づけるという取組を、本市においては行っております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 私が言っているのは、時間の問題、時間減るのは大事なことですけれども、時間が減っても、それは持ち帰りをしてしまえば結局家で仕事をするわけですから、全然勤務軽減にはならないわけじゃないですか。だから、時間で見るとのでは

なくて、業務量の中身見なきゃいけないでしょうということで、それはなかなか校長先生に申請をされないという部分もあって難しいのだということをおっしゃっているんですけれども、やっぱりこの学校の先生の今の勤務実態を改善するには、業務の根本的な見直しと同時に、やっぱりその支援体制を強化していかないと、具体的に言うと、教員の資格、免許を持ってなくてもできるような仕事というのはほかの人にやらせると、ほかの人に頼めるような体制というのがきちんとできてないと、私はやっぱり問題は解決しないのではないかなと思うんですね。ぜひとも、時間で見めるのではなくて業務量、そして業務量をきちんと把握するようなそういうシステムというか、そういう議論をぜひとも教育委員会の中でやっていただきたいと思います。

それと同時に、支援体制の強化ということで次の小項目⑤に移りたいんですけれども、笠間市として特別支援教育支援員配置事業を予算化してやっております。41名配置をされているということをお聞きしております。役割については後日、坂本議員がしっかりと質問されますので、そちらのほうに譲りたいと思います。

私のほうでは控えさせていただきたいと思うんですけれども、1点だけお伺いしたいのは、特別支援教育支援員というのは配慮が必要な児童の見守りのための要員であって、いわゆる教員業務支援員とは違うという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） そのとおりでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 3月に質問した際に、茨城県ではこれは教育長が関わったというお話もあったんですけれども、教員業務支援配置事業としてではなく障害者雇用枠として活用して、笠間市には2名が配置をされているということを答弁いただいています。

この2名の方は、今現在どこに配置をされて、どういう業務を行われているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） スクールサポートスタッフという形で、昨年度につきましては2名、友部小と笠間小に配置をされておりました。

本年度につきましては、2人のほうがお辞めになりまして、本年度、稲田小学校に1名を配置をしており、先生方の業務支援という形で、印刷物であったりとか、それからその他の細かい作業等を、教員以外の者でできるもの等の援助をしていただいている状況でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 今ちょっとお聞きして、稲田小はいいんですけれども、友部小と笠間小はいなくなったわけでしょう。そういうところというのは、学校の先生の業務負担が増えているのではないですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 現状で、印刷等ができない状況になっております。その状況につきましては、障害者雇用という形で、本人の希望退職というのがございましたので、採用できない状況が続いています。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） これはもう1名、2名じゃなくて、もう1名しか配置がされないということなののでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 予算はありますので、希望者があれば配置はできるという状況でございますが、なかなか応募されてこないということです。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） もう希望者を探すしかないですね。これはやっぱり教育委員会で頑張ってもらうしかないかなというふうに思います。

次の小項目⑥に移らせていただきます。フッ化物洗口を実施している市町村に対して、県が教員業務支援員の配置に経費の半分の補助するという事業が提案をされております。その予算要求見込み調査が各県教育委員会から市のほうにも来ていると思いますけれども、これについて笠間市としてはどのように対応されるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

県教委のほうからは、議員御指摘あったとおり、フッ化物洗口が全学年で実施できるものに対して、これを配置するということでございます。本市におきましては1学年だけのフッ化物洗口ですので、配置の見込みはないということで、現在のところは配置の希望は出しておりません。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 全学年でやってなければいけないということは、県が言っているのだと思うんですね。私もいろいろ聞くんですけども、なかなか事業が固まってないのでということで、具体的な中身についてはお答えをしていただけないんですけども、ただ私が思うに、文科省がやっている教員業務支援員配置事業というのは、いわゆるフッ化物洗口をやっているからとか、教育長がおっしゃっているように、障害者枠とかそういうことではないですよ。これは、学校の先生が業務が本当に大変になっているから、生徒への指導だとか教材研究等に注力できる体制を整備するために、地域人材を活用した教員の業務支援員の配置に必要な経費を出しますよというのが国の事業じゃないですか。本来そういう事業であるべきだと思うのです。とすると、フッ化物洗口を全校でやっているとか、フッ化物洗口をやっていないとか、そういうことでの配置事業ではないと思うんですね。

これは、国の事業に方針に沿った事業として、きちんと県としてやるべきだと思うし、そういうことをやっていただいて笠間市にもちゃんと配置を求める、そういう意見というのは、市の教育委員会から県に対して言うていただくことはできないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

これは会議のたびに、私のほうからも県教育長会のほうからも、これは打診をしています。

以上です。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 分かりました。教育長会からは、県のほうにそういう要望が出ているという認識でよろしいのですね。

最後にお聞きしたいのは、文科省は残業代の代わりに一律支給されています教職員調整額を、基本給の4%から13%に引き上げることを明確にしております。公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法ですね。これは、教員には残業代を支給しない代わりに給与の4%を上乗せをして本給として支払うという、そういう制度なんですけれども、これを4%を13%に上げて、教育現場の長時間労働の実態は解決をしないのではないんですかということも一方で言われているわけなんですけれども、この給特法に対する教育長及び市の教育委員会の見解について教えてください。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議長、反問します。

○議長（大関久義君） はい。

○教育長（小沼公道君） 小項目⑦ということよろしいですか。

○18番（石松俊雄君） はい。申し訳ありません。

○教育長（小沼公道君） それでは、小項目⑦、給特法についての見解でございますが、議員おっしゃるとおり、今国で議論されているのは、文科省が4%、いわゆる教職員の特別手当4%を13%にしよう。財務省については、上限20時間のいわゆる超勤という形で出そうという話なんですけれども、教職員調整額を4%というのは、今のお金で換算すると8時間に相当します。

13%にすると26時間ということなので、財務省が言っている20時間と文科省の26時間どっちを取ればいいのかということなんです。私は、議員おっしゃるとおり、給料で先生の魅力が上がるわけではないと思っております。もちろん、先生方は給料高いほうがいいと思うんですけども、それよりも何よりも、やっぱり教員定数の改善をしていただくということで、議員から提案がありました、やっぱり民間の人をつけて業務を減らすという取組というのはとても重要なことだと思っておりますが、教員にしかできない、例えば作文の添削であったりとか、テストの丸つけであったりとか、そういう業務等というのはな

なかなか人に任せられないので、その日のうちに完結しなければいけないし、持ち帰りもできないということで、現状的には、要するに時間がないということで超勤せざるを得ない状況が続いておりますので、そういうことを教育長会通じて、これは市だけ、それから県だけではできないことなので、国に提言をするような形でこれからも取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 業務負担の軽減のために支援員体制に取り組んでいただく、それは先ほども言いましたけれども、教育長会のほうから意見を上げていただけているんでしょうけれども、13%にしても26時間には相当しない。しかし先ほどの話だと、41.6時間なんでしょう。これは全然、問題解決にはならないわけじゃないですか。

給特法自体が私はおかしいというふうに思うんですけども、給特法を廃止をしろと、改めると、普通の公務員と同じように先生位置づけるべきだという、そういう意見は教育長会のほうでは言っていないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 現在のところ、13%に上がるという議論がつい今年になってという議論なので、そこまでの教育長会での話し合いは行っておりません。私のほうからそういう議題等も取り上げていただきたいということで、今後話し合いを続けていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ぜひともよろしくをお願いをしたいと思います。

以上で大項目1の質問を終わり、大項目2に移らせていただきます。

大項目2は、エコフロンティアかさま地元対策協議会からの4者協定見直し要求についてであります。

エコフロンティアかさまの後継施設として、日立市諏訪町の鉾山跡地に建設中の新産業廃棄物最終処分場の供用開始時期が当初予定よりも1年以上ずれ込む見通しになったことから、エコフロンティアの受入れ廃棄物を原則県内分に限ることによって、年間約15万トンの受入れ量の3割を削減をすることになりました。茨城県と環境保全事業団、笠間市エコフロンティア笠間地区、エコフロンティア福田地区対策協議会の4者による協定、いわゆる4者協定では事業団が行う廃棄物の処理期間は、埋立てについては埋立て完了までとし、中間処理については施設が開業した日からおおむね20年までとする、さらに事業団はできる限り早期に埋立てが完了するよう努めるものとするという、そういう協定内容になっております。

中間処理を行う溶融炉は、既に稼働を停止をしております。埋立率が昨年9月現在で87%でしたから、日立市にできる新たな最終処分場の供用開始まで県外からの申込みはやめて県内だけにして、残りの13%で何とか間に合わせよう。分かりやすく言えばそういう

方針が県及び環境保全事業団から示され、それに従って現在も埋立てが継続をされているわけであります。

ところが、それらの方針を決めるに当たって、地元対策協議会に十分な説明と協議がされずに方針が決定され、実行に移されてしまったということであります。前回、昨年12月の議会で質問した際には、そのことをめぐって地元対策協議会と環境保全事業団がもめていて、監視委員会にも地元の委員方が参加されていないという状況がありました。現在も、その状況は変わっていないようであります。

さらに、環境推進部長からは、これまで4者協定に基づいて地元住民の理解を得ながら運営されてきた経緯を踏まえると、県及び環境保全事業団から地元対策協議会に対して円滑な情報提供がされることが望ましかったという認識が示されて、市も含めた4者の関係改善が進められるように市としても努力していきたいという答弁もいただいております。

そこでお伺いをいたします。地元対策協議会の声をどのように受け止められて、この間どのような努力をされてきたのか、小項目①の質問にお答えください。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 18番石松議員の御質問にお答えします。

地元対策協議会の声と現状という形の部分の中で御質問でございますが、先ほど議員おっしゃられるような背景がございます。

そのような中、福田地区対策協議会のほうでは、4者協定、埋立て等に関する規定があるにもかかわらず、福田地区対策協議会に何ら説明もなく進められたことについては4者協定に違反するものであるとして、こうした県の態度に憤りを感じており、これまでの信頼関係が損なわれたというような意向を示されているところでございます。

これまで市としましては、協議会の声を受けまして、4者協定の当事者の一員であるという認識の下、これまで茨城県、事業団に対し、数次にわたり協議会の本件に対する認識を伝えるとともに、関係改善に向けた対応を求めるなど、働きかけ等を行ってまいりましたが、現状、関係改善に至っていない状況であります。また、市が設置するエコフロンティアかさま監視委員会についても、令和5年9月開催の監視委員会を最後に参加、出席いただけない状況であることでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 県が、言い方は適切でないかもしれないんですけども、強行に進めたいということが4者協定に違反するのではないかと。そこで、地元の方が憤りを示されているという。そこはいいんですけども、地元の対策協議会の方々の言い分というのは、言い分というか、御意見、声というのは担当課としてはどのように整理されているのですか。これだけですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 先ほど議員おっしゃられるような内容の部分もごさいますが、何でしょう、これまで信頼関係が築き上げられて良好な関係で事業が行われてきたという部分を、今回の一件で信頼関係が損なわれたというふうな部分については非常に憤慨してらっしゃるということは、繰り返しの答弁になろうと思います。

また、せっかく良好な関係の下に協定を結んだ4者協定についても、その信頼性などについても損なわれている。また、監視委員会において事業団が提出する資料においても、信頼関係が崩れている今、その資料についても信頼はないというようなことの御意見等いただいております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 私も地元対策協議会のお話をお聞きをしてきたんですけれども、ちゃんとやっぱり声を聞いていただきたいし、整理をしていただきたいんですね。

確かに今部長が言われたように、説明責任をちゃんと果たしてないのではないかという、そういうことに対する憤りも含めた御不満はあるんですよ。しかしもう一つは、埋立期間の延長について、処理期間は5年ごとに協議すべきというふうに協定書にはなっているじゃないですか。それが3回目の協議をすべき時期から、もう既に2年が経過しているわけでしょう。こういうところもやってないじゃないかというお声も、地元にはあるんですよ。それともう一つは、これは市の問題だと思うんですけれども、地元の委員が参加していない監視委員会を何でやっているのですかという、この3点が声ではないのですか。

そこをちゃんとやっぱり市として聞いていただかないと、そうしないと駄目だと思うんですけれども、そういう話というのは地元の方としていただけないのですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 今、議員からお話があったような5年ごとの見直しの協議だとか監視委員会につきましては、我々としましても地域の方々から御意見等を伺っているところでございます。

監視委員会に関しましても、福田地区の生活環境の保全・確認・維持などとともに笠間市全体の環境の保全なども含めた形で、監視委員会の中でモニタリングチェックをしていくという考え方の下に立っているものでございますから、福田地区の方々、対策協議会の方々にはぜひとも監視委員会に参加していただけるよう、協議会のほうには推薦依頼を今後もしてまいりたいというふうに考えます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そういうことを聞いているわけではないんですよ。

私は3点に今整理をさせていただきました地元の声というのは、そういうことをちゃんと整理をしないのですかということをお聞きしているんですよ。そこをちゃんと整理をして次の段階にいかない、そういうことをやらないから話が進んでないのではないのですか。

そこはなぜやらないのですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 今、整理をしないのかということでございますが、私どもとしましては、地域からの意見を十分聞かせていただいていると認識しております。それを踏まえた上で、県や事業団に対して地域の声を伝えるとともに、関係改善に向けた取組を求めてまいりたいというふうな形で、これまで数次にわたり訪問したりして、対応を求めているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 声を聞く、声を聞くということだけではなくて、やっぱり整理をしていただいて、論点整理していただいて、ちゃんと事業団との間に入っていただきたいということですね。それをちゃんとやらないと、それ話は進んでいかないと思います。

次の小項目②に移らせていただきたいんですけれども、監視委員会の問題についてです。

これは4者協定に基づいて笠間市が設置をしているということですから、市の委員会の要綱を見せさせていただきました。その第3条に、委員15人をもって組織するというふうになっています。この15人の委員の内訳について教えていただけますか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） エコフロンティアかさま監視委員会の委員の構成についての御質問でございます。

委員定数、先ほど議員おっしゃられるように、15名でございます。学識経験者が4名、福田地区代表の方が5名、福田地区対策協議会の方3名、その他大淵地区、大橋地区、飯田地区の代表の方々各1名で3名で、これまで令和5年度まで行ってきたところでございますが、令和6年の委員改選に当たりまして福田地区対策協議会のほうに推薦依頼をお願いしましたところ、今回推薦することができないというような先ほど来の信頼関係の問題の中で、笠間市独自の中で、委員が現在7名の構成で監視委員会を運営しております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 学識経験者4人と、地元の福田地区以外の委員3人、この7人で委員会がやられているということですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 現在、委員7名で活動しております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 第5条には委員長が必要に応じて会議を招集するということが書かれているんですけれども、この監視委員会の会議の成立要件というのがどこにも書かれてないんですけれども、これは成立要件というのはなぜないのですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 監視委員会15名の定員でございます。議員おっしゃるよ

うに、成立要件はどこにも記載してございません。記載してない中で、一番最後の部分にございますが、疑義がある部分等については協議をもってするという事になってございます。

しかしながら、委員定数の定義づけについては、現時点で明確になぜ成立要件がないのかについては、答弁はできません。申し訳ございません。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） なぜないのかという説明はそれは理由はいいですけども、15人のうち8人が欠席をして委員会が開かれているんですけども、これ成立しているんですか、この委員会は。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 7名の方に御出席いただいて運営しており、成立していると、私どもは考えてございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） さらにちょっとお伺いしたいんですけども、第6条には監視員の報酬及び費用弁償は、笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の定めによるところに、これほかの委員会と同じ内容にはなっているんですけども、この費用についてはどこから出ているのですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 笠間市のほうから委員に支出してございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そうであるならば、要綱をやっぱりちゃんと整備すべきじゃないですか。15人のうち8人が欠席して、7人でしかやってないわけでしょう。過半数が欠席しているわけじゃないですか。一般常識からいったら、過半数で委員会というのは、会議というのは成立ですよ。ここを、要綱にはそれが無いから成立していると言えれば成立していることになるのでしょうけれども、私はこれ15人のうち8人が欠席をしているということは、私はとてもじゃない、成立しているというふうには言えないと思うんですね。

その辺はどういうふうにお考えですか。やっぱり成立しているのですか、これは。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 監視委員会の目的、地域全体の環境保全とエコフロンティアの事業活動に伴って発生するものについて監視するという役割の下、監視委員会を設置して運営してございます。委員が7名であっても、私は成立しているというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） だから、成立しているというふうに言われるともう困ってしまうんです。困ってしまうというか、納得できないんですけども、これ要綱の中には目的と

任務が書かれていますよね。その目的と任務を読みますと、どう考えても地元委員がいない限りでは、その目的に達成されないのではないですか。具体的に任務の中には、周辺環境のモニタリングの監視だとか、そういうことを書かれていますよね、諸所。そうすると、あそこで舞い上がる粉じんの問題だとか、それから植栽の伐採の問題だとか、そういうこと、本来今までは監視委員会の中で地元の方が意見を取り上げてきたことが、取り上げられてないんですよ、いないがために。そういう監視委員会というのを、税金使ってやっているんでしょ。それいいんですか。

それ監視委員会の役割を果たしてないのではないですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 監視委員会は、施設周辺の生活環境について福田地区の方々からも貴重な意見をいただく場でございます、現在の監視委員会が本来あるべき姿でないというふうには私は認識しております。

ただいまございましたように、粉じんや例えば立木や、そういったものの住民がお困りになるようなお話があった場合には、市のほうに伝えていただくことで、我々は笠間市としての責務の中でございますように、事業団のほうにもきちんと申入れを行い対応させるというような形で考えており、これまでもそのような対応をしてきたところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） すり替えないでください。それは、地元の方が困っていることがあれば、市の担当課に言えばそれはちゃんと対応する、それはそれでいいですよ。

私が言っているのは、この監視委員会なんです。ちゃんと要綱が定められていて、目的があって任務があるわけでしょう。これは地元8人の委員が参加してなかったら、任務を果たせてないじゃないですかと。果たせてないのに、何で成立をしているという言い方するんですかということを行っているんですよ。教えてください。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 繰り返しの部分もあろうと思います。

市民生活及び環境への影響の防止並びに施設の維持管理に関する信頼性の確立といった監視委員会設置の趣旨を踏まえた場合、監視活動の継続性を確保することが必要であると考えて、現行体制委員7名であっても委員会を運営しているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 同じこと何回も言って申し訳ないんですけども、7人では任務を果たせてないでしょうと。第2条にも書かれているじゃないですか、（1）から（5）まで。これは、地元の方がいないとできないもの、いっぱいあるじゃないですか。それ議論されてないでしょう、監視委員会の中で。

数の問題ではなくて、本来の任務や目的が果たされていない委員会が成立している、それでいいんですか、そういう判断でということを行っているんです。これ果たされていないじ

やないですか、要綱が。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 任務の部分が果たされてないのではないかというふうに考えてございますが、動植物を含む周辺環境の環境モニタリングの監視、施設稼働における維持管理などの施設モニタリングの監視、受入れ廃棄物の搬入ルート及び受入れ基準に適合しているか等の監視、こちらが監視委員会の任務となつてございます。こちらにつきましては、現在7名体制でもきちんと任務を果たしているというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 部長がそう言う限りなかなかこの話は、話というか、今もめている状況というのは改善しないのではないですか。そこは、認識をやっぱり改めていただきたいというふうに思います。

次の項目に入らせていただきたいんですけれども、私は地元の皆さんと、対策協議会の皆さんとお話をさせていただいた中で感じているのは、県と環境保全事業団の方針に反対をされているわけではないわけですよ。市が間に入って、環境保全事業団がきちんと説明責任を果たしていないのだというところを、きちんと意思疎通ができるようにしていただければ、これやっぱり問題が解決していくのではないかなというふうに思うんですよ。そのためには笠間市が、さっき言ったように、監視委員会成立しているんだと、そういう言い方されたら、地元の人たちはお話できなくなってしまうじゃないですか。笠間市はそういう状態なんだから、別に反対運動しているわけではないんですよ、地元の対策協議会は。

ちゃんと説明をしてください、説明がなかったでしょうということを言っているだけなんですから、もう少し地元の人たちに対してフレンドリーになって、笠間市が間に入らないとまずいのではないんですか。そこはどうなんですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 小項目②の続きという話でよろしいでしょうか。

○18番（石松俊雄君） 私は小項目③に入りますと言いました。

○環境推進部長（小里貴樹君） 失礼しました。申し訳ございません。

協定見直しに対する市の考え方と今後の対応策というようなことでございますが、私どもも考えているのは、現在の、何でしょう、関係性が非常にいいものではない、大変まずいものであるという認識は、昨年度の答弁でもさせていただいたところでございます。

こうした中、やはり地域の皆様と茨城県及び事業団との関係性を従来の形に良好な関係に持っていくということが、我々笠間市が行わなければいけないということは、先ほどから議員から御指摘いただいている内容でございます。こういった部分につきましては、信頼関係の確保という部分に向けて、市のほうとしてはこれからも継続して取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） だから、信頼関係の確保ってその言葉、何回も聞いているんですよ。中身を私は言っているわけですよ。それ、環境保全事業団が説明責任を果たしてないのではないですかと。そこで、憤りも含めて地元の対策協議会の方が感じられているわけでしょう。だから、そのことについてもう少しきちんと間に入るべきじゃないですか。入るために、地元の委員が参加していない監視委員会が成立しているとかと言ったら、それ感情的にお話しできないのではないんですか。そういうところが、やっぱり対応としてどうなんですかということを言っているんですよ。

そういうところをもう少し柔らかくフレンドリーにして、きちんと地元の対策協議会の方と話をしていただけないんですか。それが市の役割ではないんですかということを、私は申し上げているのです。それは、やっていただけないんですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 対策協議会の方々ともう少しフレンドリーにというか、信頼関係を持って笠間市が対応するべきではないかという御指摘をいただいたところでございますが、私どもとしては、地元の対策協議会の方々とは信頼関係を持ってこれまでも対話等をしてきたと思っております。そちらについては、今後も引き続き継続して行いたいというふうに思います。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そうであるならば、監視委員会が成立しているなんていう言い方はやっぱりしていただきたくないと思います。

さらに今後の問題でお聞きしたいんですけれども、その4者協定の中身について、具体的にどこをどう見直すべきかというのは、どこからもまだ意見は出てないのだと思いますけれども、先ほど申し上げた中に、4者協定に基づいて処理期間については5年ごとに協議すべきところを、3回目の協議がされないで既に2年が経過しているというふうに申し上げましたけれども、これやっぱり協定を見直すのかどうかというのは別にしても、協定が守られてないという事実はあるわけじゃないですか。

ここについては、市が間に入ってどうなんだという話をすべきではないんですか。そこはなんですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 処理期間の中で、これまで5年ごとに協議をするとなってきた部分についての、今回行われてないという部分につきましては、平成22年の4者協定締結後、平成27年には5年経過したところから4者による協議等が行われたことを確認してございます。

今回行われてないという部分の中におきましては、私どものほうから事業団及び茨城県に対しても、きちんと対応を求めていくべきことかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） だから、4者協定、協定の内容を見直すかどうかというのは別問題にしても、この協定が守られてない、この協定と違うことが行われているというそういう認識については、市も地元の方と同じ認識でいるということではないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 協定に定めのある5年ごとに協議をするということが行われていないという部分については、私のほうではそのように承知してございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 分かりました。

そうすると、先ほど言った、三つの意見ですよ、地元の方の三つの意見をきちんと整理をしていただいて、守られてないところについてどうするのかという、そういう議論、間に入って市としてリードして進めていくべきではないですか。そこをやっていくという方針は立ちませんか、担当課として

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） それらのものも含めた形も含め、私どもとしては、まず信頼関係を回復していくという部分が非常に大切なものというふうに考えてございます。それらのものを踏まえた上で、4者による協議というような場に持っていけるように、笠間市としての地元自治体、立地自治体の役割を含め、4者協定の基本的役割を含めて対応してまいりたいというふうに考えます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） だから、そういう漠然とした答弁をされるから、私がまた言わなければいけないんですよ。そういうことだから進まないのでしょうと、さっきから何回も言っているんですよ。

地元の声は、三つなんですよ。その声をきちんと整理していただいて、特にこの4者協定の今の期間、処理期間の問題ですね、それを取り上げて、市がリードして、間に入って議論をつくっていくしかないのではないんですか。

それは、間に入って具体的に何をやるのか、どういう整理をしていくのか、そういう方針が市にないから問題で、話が進まないのではないですか。そこをもうちょっと整理をして、そういう方針を市として持ってください。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 今、議員のほうから御指摘いただいた点などにつきましては、茨城県及び事業団ともきちんと協議をさせていただいた中で、整理できるもの、整理できないもののあるのかもしれませんが、笠間市の役割をきっちり果たしていきたいと考えます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 何回も繰り返して申し訳ない、そういう答弁だから納得できないと言っているのではないですか。さっき言った地元の意見、三つでしょうと。そういうことを整理してくださいと。そして、協定が処理期間については守られてないというのは、地元と市は認識一致しますよという、そういう話ちゃんとしてくださいよ。そういう話も何もしないで、監視委員会だけ開かれて、しかも地元の委員が参加されてなくて成立しているなんて言ったら、ますます悪化するばかりじゃないですか。私は、担当部署が本当にこの問題解決しようという、そういう姿勢に立っているはとても思えないですよ。

地元の方、やっぱりもう少しそこをリードしていく、市がリードしていく、そういう姿勢や態度を取ってください。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

経過については石松議員からあったとおりでございますが、環境保全委員会、笠間市が設置をしておりますので、笠間市が責任を持って対応していくというのは当然のことです。今の状況は、県と事業団と地元がなかなか意思疎通がうまくいってないという状況でありまして、笠間市と地元は、意思疎通はこれまでどおり良好な関係を保っているというふうに私は認識しております。

そして、まず一つ目に、5年に1回の受入協議をしてないというのは事実でございますが、これはなぜしてないのだということになると、やはり今までの信頼関係があったので、あえて開かなくてもいいというのは多分4者の中でそれぞれ認識があったのかなというふうに思っておりますが、状況が変わりましたので、その辺をどう解決していくかというのは当然していかなければならないことだと思っております。

それと、委員会の成立要件、これ設置したのは大分前になるわけでございますが、いろいろな組織というのは、やはり過半数の出席があって成立するというのが通常の組織であります。監視委員会の特殊性があって、多分その過半数出ないときもあるので、いろいろな状況によっては。それで成立要件を決めてないのかなというふうに思いますが、そこはやはり見直す必要性は、私はあるのではないかなというふうに思っております。委員が15名中8名出席してない、成立してないのではないかと。今の要綱では、成立するもしないも書かれておりませんが、今後そこは少しどうあるべきかというのは検討していきたいと思っております。過半数がいなくてもとにかく委員会を開いて、環境保全がしっかりされているかされていないかという確認は必要だということで、過半数がいなくとも、要綱にも示されておきませんので、委員会は引き続きこの1年間開催をしてきたというような状況でございます。

令和6年度は、とにかく地元から委員を推薦してもらってないというような状況でございます。これは、やっぱり冒頭申し上げたように、信頼関係が県と事業団と地元で失われているということでございますので、我々がこの中に入って、良好な関係を持って、これ

までのとおり全体の４者がしっかり議論をしていくことが必要だと思っております。

ちょっと時間が長いですが、一つ目には、やっぱり地元へ復帰を呼びかけていくこと。さらに、そういう中でなかなか地元が復帰するまでの期間については、市のほうで地元から意見を吸い上げたり、地元に関心を戻したり、そういうキャッチボールをしていくこと。それでも事業団との関係が回復できないということであれば、委員会そのものの在り方をどうするのかということまで踏み込んでいくべきなのではないかなというふうに思っております。

しっかりと間に入って我々は進めていきたいなと思っておりますが、お互いちょっと言い分が違ふところがありまして、そこをどうすり合わせていくかというのは、お互いそれぞれがちょっと譲るような気持ちも必要なのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○１８番（石松俊雄君） もう市長に御答弁いただいたのでこれ以上お聞きしませんけれども、譲るような気持ちはやっぱり必要だと思うんですよ。その気持ちをつくるためには、地元と市がちゃんと信頼関係ができないと駄目じゃないですか。

地元との対策協議会との信頼関係がきちんとできるような状況で進めていただくことを最後に改めてお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） １８番石松俊雄君の一般質問を終わります。

ここで午後１時まで休憩いたします。

午前１１時５０分休憩

午後 １時００分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

１７番西山 猛君が着席いたしました。

７番安見貴志君の発言を許可いたします。

安見貴志君。

〔７番 安見貴志君登壇〕

○７番（安見貴志君） ７番かさま未来の安見貴志でございます。事前の通告に従いまして一問一答方式で質問を行います。

大項目は二つです。一つ目が新清掃施設整備計画について、二つ目が市税等の確実な徴収についてでございます。よろしくお願いいたします。

それではまず、大項目１、新清掃施設整備計画についてということで質問をさせていただきます。

冒頭の質問の前に議長に許可をいただきたいのですが、質問を行う際に、全員協議会で示された資料であるとか、そういったものを場合によっては提示しながら質問をしたいと

思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 許可いたします。

○7番（安見貴志君） ありがとうございます。それでは質問に入ります。

当笠間市議会では、令和5年6月に清掃施設整備等調査特別委員会を設置しまして、22名の議員全員で、現在のごみ処理施設であります笠間市環境センターの建て替え事業計画に関して調査検討を進めております。この調査特別委員会が設置され、これまで延べ28回の委員会が開かれております。回数を重ねる中で、新施設について、市がどのような基本方針の下でどのような処理方式を選択し、そしてどのくらいの規模のものを造ろうと考えているのか。さらには、余熱の利用や市民負担についてどのように考えているのか等々、様々なことが分かってまいりました。

また、新清掃施設の整備におきましては、市は、有機系のごみを焼却ではなく発酵処理し、その結果つくられるメタンガスを使って発電をするバイオガス発電施設も計画をしております。全国的にはこれまで、ごみ処理に伴った発電をする場合においては蒸気タービンを使った発電が主流であります。笠間市は蒸気ではなくガスを使うという、いわば新しいことにチャレンジをすると、そう理解をしておるところでございます。

ただ、バイオガスによる発電はまだまだ実例は多くなく、建設・運営コストを考えた場合には割高になってしまったということが言われております。そういったことが基で、バイオガス発電方式の採用を見送った自治体もあるというふうに聞いております。

そういう認識の下、なぜ笠間市は蒸気による方式ではなく、バイオガスを用いた発電を採用する方向に向いたのか。その際は、どのような試行・検討過程を経て、その結論にたどり着いたのか。これにつきましては、これまで回数を重ねてきた特別委員会の中での説明を聞く限り、いまいちはっきりしていないと私は認識をしております。はっきり言ってしまうと、最初からバイオありきで計画が進められていたと、そういう印象さえあるわけでもあります。

公共の施設を造る場合には、その目的や施設規模の検討はもちろんのこと、かかる費用についても当然に考慮しなければなりません。それは、絶対であります。良いもの、便利なもの、役に立つものを造るという視点では、できる限りそれらを充足するものを造ればいいわけですが、限られた財源の下で物を造る場合には、絶対にコストの話を避けては通れません。こんなにいいものを造りました、立派なものを造りました、最先端のものを造りましたと言ったとしても、それに一体幾らかかったのかと聞かれたときに、実はお金がたくさんかかりました、高かったんですよといったことでは済まないのであります。普通の感覚であれば、何を考えているのだということになります。税金を使って物を造る以上、最小限の費用で目的を達成することが求められるのは当然であります。

今回私がこの質問をしようと考えたのは、新清掃施設の整備計画を進めるに当たり、特別委員会の中でのやり取りを聞いた限りにおいては、市はコスト面からの検討をほぼ行っ

ていないと感じたからであります。我々議員が市民にごみ処理施設建て替えの件で話を聞かれた際、今の認識では、市は最先端のことをやりたいようで、いかに安く造ろうということについてはおざなりになっているようだ、そう答えるしかありません。理念が優先でバイオガス発電をすることが先走りし、将来の市民負担を置いてきぼりにしている、そう考えましたので、もし私の認識が違ふというのであれば、質問を通してそれを払拭していただきたいと思います。市民も、なぜ行政側がバイオマス発電でやるという決定をしたのかというプロセスを知りたいと思っていますので、その点を踏まえてお答えをいただければと思います。

ではまず、小項目①、新清掃施設整備の検討開始の時期、これについて伺います。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 7番安見議員の御質問にお答えします。

新清掃施設整備の検討開始時期との御質問でございますが、市では平成29年度に策定しました一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみ処理施設整備の今後の在り方として、新施設の整備に当たっては現環境センターの老朽化の進行を見据えるとともに、民間活力の活用も視野に、発電等の積極的なエネルギー回収や地球温暖化対策に資する施設を目指すといった方針を掲げたところでございます。その後、平成30年度には市のごみ処理体制の統一に向けた検討とともに、新施設の整備に向けた検討に着手したものでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 平成29年からというようなことが、今お話の中であったかと思います。私の認識としましては、検討自体は平成29年のあたりから徐々に始まったということでございますが、自分で資料を調べ直してみたところ、具体的な資料が議会のほうに示されたのは、令和5年4月に行われました全員協議会、その場で笠間市清掃施設整備計画についてということで資料が提示をされた。そこからが本格的な議論の始まりだったのかなと、私のほうは認識をしております。

そこから、今現在、令和6年度でございますので、物事が急速に表にいろいろ情報が出ながら進んできた、そういう認識をしておるわけですが、平成29年から下地があって、令和5年度から本格的に整備計画がスピードアップして進み出したと、そういう認識をして間違いないでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 我々、平成29年度の基本計画策定後から、市内全域での処理体制の検討と併せて進めてきておりまして、議会のほうに施設の整備計画といった部分では示したのはその時点だと思っています。

ただ、それより前の時点から、次の質問にあるような事については説明させていただいてございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） では、小項目②に進みたいと思います。

具体的なものが出始まったのは令和5年4月の全員協議会の資料からということもありますけれども、建設場所の選定自体につきましては、これは資料に示された建設予定地にすんなり決まったのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 建設場所の選定との御質問でございます。

すんなり決まったのかというような御質問でございますが、新環境センター建設場所の選定に当たっては、施設整備に向けた検討を進めてきた中で、令和2年度当時、現施設が平成4年の稼働開始から28年を経過するとともに、老朽化の進行を見据えまして計画的な整備を推進していく必要がございます。そのような中で、市では現施設に隣接するグラウンドを中心としたエリアを新施設の整備地として計画検討を進めていきたい旨、環境保全協議会に対し説明させていただくとともに、地域住民の皆様を対象とした地域住民説明会を3日間開催しまして、地域住民の皆様の御理解、御協力が得られたことから、決定したものでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） すみません、聞き逃していたら申し訳ないです。その3日間の説明等含めて、建設予定地が現在の環境センターの隣のグラウンドのところになったというのは、年度で言うと何年度でしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 平成2年度でございます。

ごめんなさい、令和2年度でございます。大変失礼しました。訂正します。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 令和2年度に予定地が決まったということで、今答弁がございました。

現在の環境センターの脇のところに決まるまでには、時間はかかったのでしょうか。それとも、すんなり決まったという認識でいいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 感覚は人それぞれだと思っています。

我々のほうとして、様々な検討をしてきた中で、現環境センターの隣接地を整備交渉していきたいといった部分などにつきまして、地元の環境保全協議会に説明した上で、地元住民の説明会を開催したところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 念のためにお伺いいたします。あくまでも候補地の一つでしたので、ほかに候補地がありましたでしょうか。あったとすれば、幾つあったのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 他の候補地はございません。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 結局は、将来を見据えて環境センターの脇に広いグラウンドを確保しておいて、将来の建て替えも視野に入れておいたので、すんなり決まったと、多分そういうことでよろしいかと思います。それでは小項目②を終わりにします。

小項目③です。施設規模及び仕様ということで、それらが方向性として固まったのがいつ頃ということをお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 施設規模、仕様の、何でしょう、検討の時期というお話でよろしいのでしょうか。内容、施設検討の経過も含めて御説明させていただく形でよろしいでしょうか。

施設規模及び仕様に関する検討の経過でございますが、まず施設規模の検討経過についてでございます。施設規模の算定に当たり、令和5年度において、令和4年度に行った一般廃棄物処理基本計画の中間見直し結果を踏まえまして、ごみ量、ごみ質の将来予測を行いまして、国の規模算定基準等に基づき算定したものでございます。その結果、年間ごみ量を処理するために必要な処理規模は80トン、マテリアルリサイクル施設は18トンとした中で、施設構成としましては、焼却施設・マテリアルリサイクル施設とする場合と焼却施設・バイオガス発電施設・マテリアルリサイクル施設とする場合の二つのケースが考えられるとし、庁内検討を経て、令和5年6月開催の全員協議会において御報告させていただいたものでございます。

その後、さらに検討を深めて、令和5年10月にそれぞれのケースの施設規模を算出するとともに、令和6年度には国の施設規模算定基準の変更や社会情勢等の変化を踏まえまして施設規模の再算定を行ったところであり、その結果等につきまして、庁内検討を経て、10月開催の第25回清掃施設整備等調査特別委員会に御報告申し上げたところでございます。

また、焼却施設の処理方式の仕様につきましては、ストーカ式、流動床式、シャフト式など五つの処理方式について、環境保全性、安全信頼性、安定稼働性、市の処理システムへの影響、エネルギー回収、経済性などの項目から比較評価した結果、最も適している処理方式はストーカ式であるとし、庁内検討を経て、令和5年9月の全員協議会に御報告させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 令和5年の4月、5月、6月と毎月行われます全員協議会において新清掃施設の整備計画についての資料が立て続けに提供されまして、物事の進みが分かってきたわけですが、ストーカ方式と決まるといったタイミングが、令和4年、令和5年、令和6年の資料においては、まだごみ処理方式の検討で方式までは触れられてお

りませんでした。

それが今ほどの答弁ですと、令和5年9月に方針としてストーカ方式ですね、これらの仕様が固まったということに言い方はなろうかと思いますが、令和5年6月の全協資料でまだ方式が空欄でありましたけれども、それから9月に決まったという中で、6月から9月に方針が固まったという認識なのか、それより前から方式を検討しておいて、ようやくまとまったというのが9月なのか、ちょっとその辺を教えていただければと思います。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 私、先ほど答弁させていただいた部分としては、仕様に関してストーカ方式が最も有利であるということを全員協議会に御報告差し上げたのは、令和5年6月の全員協議会に報告させていただいたものでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 令和5年6月の資料の見方の部分でのちょっと認識の違いかなと思いますが、一番表のページで、ごみ処理方式の検討と施設規模の算定をやっておるというような資料でございましたので、この時点ではまだ固まっておらず、正直なところ、特別委員会を二十何回進めていく中、2年近く進めていく中で、何となくいつの間にかストーカ方式で話が決まってきたなみたいな印象も正直あるわけですし、いつ頃行政側でストーカ方式でいきたいというようなことが固まったかなということも聞くために質問したわけでございます。

そうすると、令和5年6月の段階でもうストーカ方式という方針、仕様が固まったという、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） ストーカ方式が最も望ましいというふうにしたのは、令和5年6月でございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） ストーカ方式と決まったところで、その結論に至るまでに、一応聞いておきますけれども、コスト面での比較というのは、いろいろな方式等含めて比較検討はされたのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） ストーカ方式の決定に当たり、決定するまでにコスト面の検討を、比較検討を行ったのかと御質問でございます。

焼却方式の検討につきましては、環境保全性、安全性、信頼性、安定稼働性、市の処理システムへの影響、エネルギー回収性、さらには経済性、六つの項目から比較しまして、経済性の比較検討においては、競争性の確保、建設費、用役ですね、電力や燃料費などといったものの観点から、焼却施設における方式としてストーカ方式が最も主流であり、導入実績が多く競争原理が働きやすいなどの傾向があることから、定量的な評価として、コ

スト面についても定性的な評価を下したものでございます。比較検討は実施しました。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） ちょっと分かりにくかったので、確認します。コストの面も比較検討のポイントとしてあって、他方式と比べて、コストも検討の項目に明確になっていたということでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 具体的な金額の算出、コストについては算出できないという部分の中で、他自治体の事例や文献等も比較した中で、経済性について最も有利であるというようなことを比較した中で、決定させていただいたものでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 具体的に幾ら幾らみたいなところは見積もってないけれども、一般的にコストはこのような感じだということでのコスト比較はしたと、そういうことでよろしいのかと思います。分かりました。

では、小項目④に入ります。バイオガス発電を行う方針としたのはいつなのでしょうか。お願いいたします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） バイオガス発電施設として整備する方針としたのはいつかとの御質問でございますが、令和5年5月に行った本市のごみ量・ごみ質の将来予測の結果におきまして、本市の将来のごみ量は減少し、ごみ質はプラスチック類の分別とも相まって低下することが見込まれたものでございます。

こうした中、国の廃棄物処理整備計画によれば、小規模施設にあっては焼却熱を利用したエネルギー回収が困難となることが多く、バイオガス発電施設を併設することでこうした課題の解消につながるとされていることを考慮しまして、焼却施設にバイオガス発電施設を併設するケースも検討すべき施設構成の一つとして加えたものでございます。

その後、安心・安全性、安定稼働や環境負荷への配慮、経済性の考慮、さらには地域との共存といった新施設の整備に向けた基本方針に照らしながら総合的に比較検討を重ねた結果、バイオガス発電施設を併設した場合において優位性があるとし、令和6年2月の庁内検討を経て方針を決定するとともに、同月開催の第10回清掃施設等調査特別委員会に御報告させていただいたものでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 令和6年2月のところで庁内で方針が固まったというようなことだったかと思います。

感覚としまして、令和5年6月の全員協議会で示された資料においては、まだバイオというふうに方向が固まったというものではなくて、焼却施設プラスバイオガス発電施設というものが一応図として、イメージとして示されたのが、令和5年6月の資料だったんで

すね。その後、具体的に、令和6年10月10日、第25回の特別委員会的时候、これでバイオガス発電施設の必要性についてというふうに、具体的に必要性を説明してまいりましたので、決まるとすればその以前、先ほど言われた、令和6年2月頃というところが時系列としては特におかしなところはないんですけれども。

そうしますと、具体的に資料が示されてからいろいろなものと比較をして、ストーカ方式とかそういった施設のあれも決まってきて、その後、余熱だったりそういったところの利用のところでバイオガス発電というふうになってきたと思うのですが、そうしますとバイオガス発電方式を採用するに当たって、蒸気タービンを使って発電するというところの比較検討というのは具体的にされたのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） バイオガス発電施設の併設と併せて蒸気タービンの施設の比較検討をしたのかということですが、令和5年6月以降、焼却施設における高効率ボイラー設置の場合も含めた三つの処理体制、焼却のみ・高効率ボイラーによる発電と、焼却のみ・ボイラーバイオガス発電などにつきまして、概算事業費ベースであります。コスト面を含めた将来にわたる安定稼働の確保、循環型社会の形成に資する施設など、基本方針に照らしながら比較検討を重ねまして、先ほど申したように、令和6年2月に方針を決定しまして、第10回の調査特別委員会に御報告させていただいたものでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） ただいまの答弁を聞く限りでは、綿密に蒸気タービン等の詳細な比較検討したかという印象は持たなかったのでありますけれども、率直に単刀直入に聞きますけれども、バイオガス発電を行う方針に決した最大のポイントは、一言で言うと何でしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） バイオガス発電施設を併設とした最大の理由はとの御質問でございます。

それにつきましては、本市におきましての将来のごみ量の減少、ごみ質の低下及び小規模施設といった実情を持つ本市におきまして、小規模施設でも廃棄物エネルギーの回収が可能とされるバイオガス発電施設を併設した処理体制を構築することは、本市が目指します循環型社会の形成に貢献することはもとより、環境負荷への低減への配慮や経済性も含めた持続可能な安定運営の実現に資する最も最適な施設構成であると判断したものでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 特別委員会の中でいろいろな情報が出てきた中で受け止める限り、蒸気タービンの方式を取るかバイオガスの発電を取るかというところで結構判断が分かれ

たポイントとして、私としましては、行政のほうは多分、事業費に補助が国から受けられるに当たって、国の補助率が結構一定程度の決め手になったような気がしているのですが、いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 事業費に関しましてのコスト比較をする上で、やはり整備にかかるコストという部分は非常に膨大となります。そういった部分の中で、国の交付金を有利に活用していきたいという考え方は我々としてもございます。そういったものを含めましてコスト比較等を実施した中で、バイオガス発電施設の施設が最も有利であるというふうに考えたところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 補助率を含めて幾ら、何%もらえるから、総事業費、持ち出しが幾らになるといったところは当然検討するところだと思いますが、初期の段階で、その建設コスト、概算である程度見積もって、方式の違いによって補助率が片や幾ら、片や何%と出たときに、最終的に市の持ち出し幾らでできるのだというところを検討したとなってくると、初期の段階である程度突っ込んだところでのコストの見積りというのを普通はやっておくのではないかなと思うのですが、そういったものをやった経緯というはあるのですか。たしか、特別委員会説明ではないといったようなことを言われていたようなのですが、そうなってくると、建設コスト含めて、補助率含めて、ある程度検討したというところ若干説明が無理が出てくるような気がするのですが。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） コスト比較に関して、さらに御質問いただいたところでございます。

我々現在進めている計画策定は、あくまでも施設整備の基本計画段階でございます。基本計画段階においてコストの部分については、調査特別委員会でも御報告したとおり、焼却施設のみであった場合などについては、過去の国内においての予定価格のベースであったり、バイオガス発電施設については、実現可能な事業者に対するアンケート調査等を実施した中で、概算事業費を算出した中で、御説明申し上げたものでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そういった背景があるのは何回も説明は特別委員会の中で聞いておりますので、分かっているつもりでございます。

ただ、物事を一から進めていく段階ではたたき台となるものがあって、それと比較して得なのか損なのか、いいのか悪いのかというのをやっていくのが普通は常套なのかなと思いますが、発想として。

ただ現在、現物として笠間市環境センターがあるわけじゃないですか。当然、仕様も規模も全部決まっていると。これを単純に建て替えるといった場合に、現在の工事単価等で

やっていくと幾らになるというような、全然概算ではなくて基の設計、詳細がしっかりしているのです、それを建て替えるとなった場合に幾らかかるというベースはつくれるような気がするのですが、そういった手法は取らなかったのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 概算事業費の算出を単純にトン当たりで割り返すとか、そのような形での算出を行わなかったのかという御質問でございましょうか。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 現在の環境センター、動いている施設がありますから、仕様も規模も決まっていますと。設計図もあるわけですから。これを現在のもの、いろいろな資材等の単価で同じ規模、全くの同じ施設を造るといった場合には、ねじ1本まで詳細なところまで出さないにしても、使う材料の量というのはおのずと出てきますから、そういったことで、たたき台となる清掃施設の建設事業費というのが出てくのではないかなと思ったのでお聞きしたのですが、そういった手順は踏まなかったのでしょうかということです。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） そのような手順は取ってございません。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 手順は取らなかったというところではつきりすれば、結構でございします。

それともう一つ、先ほど私、国の補助率が決め手の一つではなかったかという話をしました。

それともう一つ、CO₂の排出の面で有利不利というところが、何回か資料の中で出てきました。CO₂の排出量削減というところが見込まれるということで、それが決め手の一つになったと、そういうこと認識は持っているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 先ほど来何度か答弁させていただいておりますが、環境負荷への低減に貢献する施設という部分も、我々整備に当たる基本方針の一つとして掲げてございますので、要因の一つであるということには間違いございません。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 要因の一つであるんですけれども、提示した資料を見る限り、それほど明確に大きな差があるような数値ではなかったと認識をしております。決定的に1対2とか3対2とか、そういった違いではなくて数%、ちょっと間違うと誤差の範囲なんじゃないかというようなことをやっぱり言えたりもするような、そんな差だったと思うんですが、そうなってくるとCO₂の排出量の削減等々というのは最初からデータがあって検討したのではなくて、何となくこれ後づけのような気がするのです。

その辺はいかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 我々笠間市としまして新しい公共施設を造る上では、環境負荷への低減、CO₂の削減という部分に配慮しながら進めていくことというのは、至極当然なことだと思っております。我々は当初計画段階から、そういったものについては配慮する施設を造っていくということは、前提として考えていたものでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） いろいろな検討はされてきたと思いますけれども、やはり私の印象としては、その検討過程の中で、意識としてバイオありきというのがあって、結論がそれに引っ張られたというか、そういう方向に向いていってしまったと、そういう印象を持っています。バイオの方向で流れができたので、理屈づけもそういうふうやってきてしまったので、極端な話もう引き返すことができない、そういう状況なのだろうと認識をいたします。

この流れで進んでいってバイオガス発電施設を造るとなると、いざ詳細の設計ができて、かかる建設費がはじき出されてきた際に、それがこれまで特別委員会の中で出てきていたイメージの金額、コストより断然高かったとしましたらば、果たしてそのバイオガス発電をやることとしたのが正解だったかどうかは分かりません。高くついたということになるかもしれませんという話でございます。

それでは、小項目⑤です。今後の方針変更の可能性ということで、言っている意味合いは、具体的な仕様が煮詰まってきて、かかる費用がおおよそ判明をした場合、それが想定より高かったとしたらば、抜本的な見直しはするのもしないのか、これは方式を含めての見直しという意味でございます。伺います。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 今後の廃棄物処理施設の方式を含めた方針変更の可能性という御質問でございます。

市ではこれまで、平成29年度に新施設の整備に向けた大きな方針を定めて以来、整備地の確保について地域住民の皆様の理解を得るとともに、各種調査・計画策定に着手しまして検討を重ねてきた中で多角的に評価した結果、本市の実情に最も適しており、将来にわたり安定稼働が望める施設は、焼却施設にバイオガス発電施設を併設する施設構成であるというふうに考えております。

市としましては、本方針についてより多くの地域の皆様に御理解が得られるように、環境センター、環境保全協議会をはじめ、地域住民の皆様に対し説明会や先進施設の視察見学会等を重ねて実施するとともに、社会情勢を背景とした物価等の変動を注視し、設計、建設、運営、維持管理を含めましてかかるトータルコストの縮減を念頭に、より詳細な検討を行うなどの方針の下、新環境センター整備事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 抜本的な見直しはしないということだろうと思います。流れとしてある程度方向性が決まってきたことに印象としてありますので、この流れでいって、ただ、それでも余計なコストはかけない、いっぱい努力はしますよと、そういうことだったのかと思います。

我々が市民にどうなっているのだと、この施設がどうなっているのだと聞かれた際には、なかなかうまく説明ができる自信はないんですけれども、要はそのたたき台となるものがないので、コストとして結局高くついたのかどうだったのかというところが、やっぱり行政もそうですけれども、我々もないですよ。だから、説明としては、安く造らせたという言い方はしたとしても、出来上がってきたものが何百億円となったときに、果たしてそれでよかったのかというのはずっと言われるんだろうなと、そういう認識を持つわけであります。

コストを、初期の段階で綿密にコスト算出比較ができたのかというと、これまでいただいている答弁の中でも、実際問題、概算では出るけれども細かいところは難しかったということで、それはそのとおりなのだろうと理解をいたします。ただ、何かしらたたき台があつて、それと比較して建設費は高くつくのだけれども、国の補助率が優位にもらえて、そんなに割高にならずにこのぐらいでできますというようなものがあれば、我々が市民に説明する際にもやりやすかったなと思うわけでございます。

この先、また特別委員会が進んでいきまして、整備計画も進んでいくわけでありましてけれども、調査特別委員会の中でこれから進まれていく手順、ステップを踏んでいくところを細かくチェックをさせていただいて、最終的に無駄なコストがかからずいいものができたというふうに言ってもらえるような、そんなふうにしたいなと思ひまして、大項目1はこれで終わりにしたいと思います。

それでは、大項目2に進ませていただきます。市税等の確実な徴収についてということでございます。

この大項目につきましては、実は6年前から1度お伺いしようと思っておりました。というのは、私が国税のほうの仕事をしていたということもありまして、国と地方の自治体で徴収事務というところにどの程度差があるかというのは、一般的な自治体の職員等ですと、地元の方が多ございます。そういった方が徴収事務に当たるといいうきに、やりづらい面が多々あると思うんですね。顔が知れている、家が知れている、名が知れていると。そうすると、人の懐に手を突っ込んで、そこをかつさらっていくようなことが冷静にできるかということ、実際問題難しいのかなと思います。

国、税務署とかでは転勤というものがありますから、地元の間誰一人おらず、よそから来た人がその事務に当たれば単なる仕事の遂行として淡々と進められるわけですがけれども、どうしても顔見知りとか、親類の絡みとか、仕事の絡みとか、同級生とか、先輩後輩

というのが出てきたときに、徴収というのが非常にやりづらくなる。そうなってくると、おのずと滞納整理であったり、ふだんの徴収のところにも何らかしらの見えないしがらみ、支障みたいなものが出てくるのではないかということで、ずっと聞きたかった項目でございます。

それともう一つは、新規の施策で、市のほうは歳入増加をもくろんでおりまして、現状は税収が伸びているというところでございますが、税収賦課する金額が伸びていても、それがきちんと入ってこなければ、お財布にお金がないのと同じです。給料はもらえるのに決まっているけれども、お財布には現金がないとなると払うものが払えなくなりますので、徴収は意外と大変であり、大事なんですよというところがありまして、そういったところが現状いろいろな数値と見比べたときにどうなっているのかということを知りたいと考えたからでございます。

税金等の滞納とか未納とか、それぞれやむを得ない事情があつてということも、そういった方がいるのは事実でございます。ただ、政策が気に入らないだとかそういったことで、例えば国でいうと自衛隊が気に入らないから国防費に当たるパーセント分は差し引いて納税をしましたとか、そういうことを平気で言つてのける納税者もおります。そういったところを踏まえまして、市税の確実な徴収についてということでお伺いをしたいと思います。多分これまで調べた限りではあまり取り上げられてこなかったテーマかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、小項目①、滞納状況についてということで、これをお伺いいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 7番安見議員の御質問にお答えいたします。

滞納状況についてでございますが、決算額に基づき御答弁させていただきます。

過去3年間の滞納額の推移を申し上げますと、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4税の合計で、令和3年度が8億2,260万1,907円、令和4年度が7億5,555万2,904円、令和5年度については6億3,741万510円と減少してきております。令和5年度決算額に基づく滞納額の税目別の割合では、国民健康保険税が全体の47%、次いで固定資産税が31%、市民税が20%を占めております。

この3か年におけます滞納者の推移でございます。毎年4月現在におきまして、令和4年度が5,483人、令和5年度が5,367人、令和6年度が5,337人と、こちらも微減ではございますが、減少傾向となっております。

令和6年11月現在の滞納者が多い税目といたしましては、市県民税及び法人市民税が2,445人、次いで国民健康保険税が2,095人、固定資産税が1,421人となっております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 全体としては8億円、7億円、6億円ということで減少している

というような説明だったかと思います。滞納者数についても微減ということで、先ほど5,000人台ですけれども、一応は減ってはいると。増えるようなことにはなっていないというお話だったかと思います。

滞納の残高ですね、先ほど令和3年、令和4年、令和5年度ということであります。令和5年の滞納残高の中で、これは令和5年単年度ではなくて、過年度分も含めたところということで、まずよろしいのかどうかを伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 過年度も含んだ数字でございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そうすると、6億何がしの中に、過年度分までは過々年度分、それまでより前の分は割合として、大ざっぱで結構です、どの程度ありますでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） すみません、ちょっとお待ちください。

お待たせいたしました。

滞納残高の過年度、過々年度の推移でございますが、令和6年度におきましては、前年度分が1億6,252万7,868円、令和4年度以前の過々年度が3億6,295万2,631円となっております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そうすると、比率としては、半分ぐらいが前年度より前のものということになりますでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 割合で申し上げますと、令和6年度におきましては、前年度が31%、前々年度以前分が69%となっております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 結構な割合を占めるということが分かりました。

そうすると、その時点その時点で切った場合、今年の時点、来年の時点で切った場合に、傾向としては、滞納額全体の中に占める過年度分、過々年度分というのは増える傾向ですか、減る傾向ですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 令和4年度、令和5年度と比較しますと、令和4年、令和5年とともに、前年度が26%、前々年度が74%でございました。それが令和6年度になりますと、前年度分が31%、前々年度が69%となっております、前年度分が多い割合となってきました。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 滞納とか未納というところ、できる限り速やかに納めてもらうと

いるのが必要なので、過年度分は放置しますと時効というものがやってきますね。ですから、もちろん現年度分を速やかに回収する、納めてもらうのも必要なんですけども、過年度分は放置はいたずらにしないということで、できればそちらに力を入れなくてはいけない。これが、割合が全体の中の1割程度というのであれば、仮にその1割が時効で飛んでも、全体に与える影響はそんなでもないんですけども、3割、4割、5割ぐらいの比率になってくると、過年度分がどんどん時効が進んでしまいますので、取りっぱぐれるということが懸念されるわけでございます。

そういったところで、危惧していたりするような状況でありますか。過年度分がある程度の割合はあるということで、この傾向がいいというふうには捉えてないと思うんですけども、認識としてはいかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 滞納額を減らすためにということで、私ども、まず現年度分に力を入れまして、過年度分に回らないようにということを念頭に置いております。

また、過年度分におきましては、額の大きいもの、また時効に近いものに力を入れて、滞納処分でありますとかそういったことをやっておりますので、まず過年度の滞納にならないように、また過年度になった中でも影響の大きいもの、そういったものに力を入れているというところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 今言ったところについては、小項目②以降でまたやらせていただきたいと思います。

あとはお伺いしておきたいのは、我々が予算なり決算なりをやっていく中で、いろいろな市税の徴収状況であるとか、国保の収納状況であるとか、介護保険の収納状況であるとか、そういった資料が見られるわけですけども、認識としてちょっと正しいかどうかまず確認させていただきたいのは、市税の収入率というのが大体90%台になっております。

国保の収入率というのが80%台ぎりぎりなのかなと思いますが、これまず認識としては間違っていないかどうか、伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） まず、市税のほう、4税、市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税での徴収率といたしましては98%台、国民健康保険税のほうの徴収率が94%台となっております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 国民健康保険、収入率でもう一度伺っていいですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） ただいま現年でお答えをさせていただきました。過年まで含めてお答えをさせていただきます。

市税のみでいきますと95.97%。国保税で80.84%でございます。失礼いたしました。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そうですね。私、手元に令和5年度の資料がありますけれども、市税のほうは合計でならずと96%ぐらい、下は92%から上は96%とか99%ありますけれども、国保のほうが入税率でいうと80.8%と、令和5年ですよ。8割ということで、10%以上の差があります。

市税ということで、市税、国保の中に、国保も市税に含まれますので、市税の中で9割台の入税率があるところと、80%台にとどまっているところで、この入税率の差があるということを、まずはどのように受け止めておりますか。どのように分析をしていますか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 国民健康保険税でございますが、国民皆保険制度の下、年金生活者や事業者などが加入する制度で、世帯内の国保加入者数、所得を基に算定する国保税は、所得が低い世帯であっても最低限の額が課税されるというところでございます。

その課税分、令和5年で状況を見ますと、国保加入者に占める割合で、65歳以上が高い。また、世帯所得が100万円未満の世帯、低所得世帯が多いこと。また、納税義務者であります世帯主が無職である世帯が多いこと。さらには市税と比較いたしまして、天引きされる特別徴収の対象となることが低いこと。こういったことが理由で、他の市税と比較して収納率が低い要因になっているというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） つまり、賦課はするんだけど、いざ納めてもらうとなったときに、何らかの事情で収入面で不安があったりとか、そういった方たちが多いという、そういう要因が含まれている。その結果が、収納率が8割台になってしまうというようなこと。ちょっとここで大項目と離れますけれども、健康保険制度の仕組みといいますか、もうそういったところ、制度的な問題なのだろうと思います。制度の話ですからここでは深入りしませんが、分かりました。収入に差があると、いわば納税者という立場でのところにいろいろな違いがあるということだと思います。

そういったことを踏まえまして、滞納処分についてということで小項目②に進みますけれども、市税、国保分け隔てなく滞納があればそれを督促していく。督促に応じなければ、滞納処分まで踏み込んでいくということになりますと、いろいろなことが段階を追って進んでいくんですけど、まずその滞納処分について滞納処分の件数自体の推移を、できれば直近3年分ぐらい教えていただければ、お願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 差押え件数で申し上げますと、令和3年度が218件、令和4年度が235件、令和5年度につきましては150件を差押えをしているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 今、200件、200件と来て、令和5年度は150件というふうに減ったようですが、この減った要因として主なものは何でしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） まず、差押え件数が少なくなった理由でございます。

まず、合併後から滞納整理を進めてきてございまして、滞納処分を強化してきたこと、またそうやって継続してやってきたことから、差押え可能な財産が少なくなってきたこと。

また、催告や折衝によりまして自主納付や完納につなげることで差押えまでに至る事案が減少したことなどによりまして、差押え件数は減少しておりますが、件数は減っておるところでございますが、過年度繰越額の徴収額は減らずに増えてきているというような状況でございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 滞納処分の件数は減ったけれども、中身はそういったことだとすると、滞納処分の対象になった額自体でいうとどのようになりますか、変わらないのか増えているのか。要は、件数が、例えば200件だけでも幾ら、片や150件だけでも幾らといった場合に、その数値は今出ますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 差押えをした滞納額でございますが、令和3年度が7,433万2,126円、令和4年度が9,900万2,262円、令和5年度につきましては5,490万7,990円となっております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そうすると、件数が減って処分数も減ったというような印象になってしまうかと思います。

ただ、滞納処分できるだけの財産等がないということなのかと思いますが、これ接触率として見た場合、滞納者数が例えば100人いれば、どのぐらいの接触率でこのような結果になっているのか。1,000件あつての例えば200件とかいう話なのか、300件のうちの200件なのかとか、そういったことが分かれば教えていただければと思います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） まず、折衝率でございますが、まず折衝に至る前に文書での催告ということで、ほぼ100%を行っているところでございます。

その後、催告書を送付いたしまして反応があった場合、折衝という形で進んでおりまして、電話での納税相談を含めまして、さらに窓口での相談などで自主納付を促してまいります。

その後、交渉に進展が得られない場合には、差押えというような形で折衝を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 滞納がある方については、何らかの接触はしますよと。一応100%になるような形で接触なりはしているというような回答だったかと思います。

ちょっと時間の関係もありますので、小項目を進めます。

そうすると、滞納者・未納者に対する催告ですけれども、これ現在の主たる催告方法ということで伺いをいたします。小項目③でございます。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 滞納者・未納者に対する催告でございますが、市税を公平に負担していただくため、納期限を過ぎた滞納者に対しまして、まず督促状を送付いたします。その後、その税目、納期前に納付書、その時点で再発送を行っております。また、担当者が滞納事案ごとに滞納額や納付状況に応じ、催告書の発送を行っているところでございます。

この文書催告を行っても納税しない場合、個別に電話催告や臨戸催告を行っております。また、それとは別に全体の取組といたしまして、年2回の全税目の催告書の発送を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 多分、催告方法、実際はほぼ文書催告なのかなと思います。

これ電話とかそういった別な方法は、何か取られたりする場合はあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 電話につきましては、こちらで電話番号を把握している、以前から滞納されている方でありまして、初めて送られた方でこちらに反応があった、電話での問合せ等があるような場合には電話での催告。また、全くない場合は、こちらから状況確認のために、1件1件の臨戸の催告ということで進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 分かりました。

メインが文書ということなんですけれども一つ懸念がありまして、このたび郵便料金が上がりました。結構上がりまして、84円で送れる封書が110円ということで1.3倍。3割増しとなりますと、これが変わることによって徴税コストは多分変わってくると思うんです。郵送料が値上げになって、何か催告に対して影響というものは出てきますでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 今まで封筒で送っていたものではがきで送れるようなもの、外に見えないようなものであれば、そういったところで削減ができるかなと思っておる部分でありますとか、まとめて送れないか、またSNSを活用した例などを承知しておりますので、そういったものの活用などについては今現在検討しているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 今、SNSの検討というところがございましたので、そういったものも含めて検討いただければと思います。

時間の関係ありますので、最後の項目に行きます。

小項目④ですけれども、その前に小項目⑤につきましては、担当課との事前の交渉の中で内容がかぶっているのではないかなというような話もいただきましたので、小項目⑤は割愛をさせていただいて、この小項目④を最後の項目にしたいと思いますが、議長よろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） はい。

○7番（安見貴志君） そのようにさせていただいた上で、小項目④、滞納発生割合とか滞納残高の圧縮に向けた具体策はということで、今ほど触れてちょっと触れていただきましたSNSとかの新しい現代のITの方法も含めたところで、具体策が何かあればお伺いをしたいと思います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 小項目④の滞納発生割合及び滞納残高の圧縮に向けた具体策ということでございます。

まず、滞納発生割合の圧縮につきましては、新たな滞納をつくらぬよう、現年度課税分の徴収に重点的に取り組んでいるところでございます。また、現年の滞納におきましては、督促状後に未納となっている者に対し、納付忘れや滞納の累積の抑制からも、納付書を同封した催告書を期別ごとに送っております。

さらに、滞納者と納税相談する際には、滞納分の納付だけでなく、納期未到来分の期限内納付も指導することで新たな滞納の発生を予防し、滞納分完納後も期限内納付の意識を定着するように努めているところでございます。

また、税金の納付の方法といたしまして、口座振替を積極的に推奨しておりまして、今日においては、コンビニ納付や電子マネー、クレジットカードの支払い等、納税者の利便性を図り納付機会を拡充しまして、納期限内の納付につなげているところでございます。

また、市内の小中学生を対象としました租税教室などにも職員が講師として参加をし、納税意識の育成に努めているところでございます。

また、滞納残高の圧縮に向けた具体策でございますが、市税の滞納者に対しましては納税催告書を送付し、納税の解消に向けて一括納付を促しておりますが、滞納者の状況により一括納付が困難な場合には納税相談を行い、滞納者に寄り添うような形で、支出状況や生活実態を把握した上で納付計画を立て、分納納付に応じているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 時間が来たので終わります。

いずれにしても、滞納圧縮等に向けて御努力をいただければと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 7番安見貴志君の一般質問を終わります。

ここで14時10分まで休憩いたします。

午後2時01分休憩

午後2時10分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

14番石井 栄君の発言を許可いたします。

石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして一問一答方式で質問をいたします。

質問に入る前に、パネルの掲示を許可していただけますか。

○議長（大関久義君） 許可いたします。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは質問をいたします。

大項目1、誰もが安心して医療を受けることができるためにという大項目で質問をいたします。

12月2日に健康保険証の新規発行が中止され、医療機関受診の際は、健康保険証、資格確認書、マイナ保険証の三つの方式が始まりました。安心して医療を受けることができるのか、不安と疑問が出ております。どのようにすれば安心して受診できるのか、ただしていきたいと考えます。

まず、小項目①、笠間市でのマイナンバーカード交付率、マイナ保険証の普及率についてお伺いいたします。

マイナンバーカードの交付率、11月時点、それからマイナ保険証、マイナカードに保険証をひもづけている人の割合についてお伺いをいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 14番石井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本市におけるマイナンバーカードの交付率でございますが、令和6年11月17日現在で84.3%となっております。

次に、マイナ保険証の普及率でございますが、市において把握できる国保と後期高齢者医療保険についてお答えをいたします。令和6年9月末日現在となりますが、国保では66.6%、後期高齢者医療保険では64.3%となっております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 次に、今年10月時点の市内医療機関及び笠間市立病院での健康

保険証、マイナ保険証の利用率をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 市内医療機関での健康保険証、マイナ保険証の利用率でございますが、10月診療分で、健康保険証が70.4%、マイナ保険証が29.6%となっております。

次に、笠間市立病院での保険証、マイナ保険証の利用率でございますが、10月診療分で、健康保険証のほうは84.9%、マイナ保険証が15.1%となっております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは、小項目③、市内医療機関のマイナ保険証・顔認証のカードリーダー設置状況についてお伺いします。お願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 厚生労働省の資料によりますと、笠間市内の4機関でオンライン資格確認用顔認証付カードリーダーの設置状況は、令和6年11月末現在で、病院、診療所、歯科を合わせまして71機関ございますが、そのうち68機関が設置をしており、設置割合で申し上げますと95.8%となっております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 次に、小項目④です。小項目④、従来の健康保険証、笠間市で関わっているのは国民健康保険と後期高齢者医療保険に当たりますけれども、2024年8月1日と12月1日までに交付されたものの有効期限はいつまででしょうか。お願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 本年8月1日と12月1日までに交付されました国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者証の有効期限は、ともに2025年、令和7年7月31日までとなっております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 次の小項目⑤から小項目⑪では、笠間市の国保、国民健康保険と後期高齢者医療保険に関してです。

小項目⑤、2025年8月1日からの資格確認書交付ということになっているんですけども、資格確認書の交付はどうなるのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 本市の国保、後期高齢者医療の状況で申し上げますと、資格確認書については、原則としてマイナ保険証の利用登録をしていない交付対象者からの申請に基づき交付するものとされておりますが、国から当分の間は保険者が職権で交付できると示されておりますので、国保、後期高齢者医療とも2025年8月1日の一斉更新では、申請によらず、マイナ保険証をお持ちでない方全員に郵送する予定でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

次に、小項目⑦、資格確認書と従来の健康保険証に違いがあるのかどうか。あるとすればどういう違いがあるのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 反問いたします。

小項目⑥は、飛ばすということによろしいのでしょうか。

○14番（石井 栄君） 小項目⑥、ちょっと待ってください。

間違えましたので、もう1回言います。

小項目⑤ですね。小項目⑤、2025年8月1日。

○議長（大関久義君） それやったよ。

○14番（石井 栄君） それやったね。失礼しました。

○議長（大関久義君） 小項目⑥。

○14番（石井 栄君） 2026年8月1日以降の資格確認書交付はどうなるのでしょうか。お願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 2026年8月1日以降の一斉更新におきましても、現時点においては、申請によらず、マイナ保険証をお持ちでない方全員に郵送する予定でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、小項目⑦、資格確認書と従来の健康保険証に違いがあるか。あるとすれば、どこが違うのですか。お願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 国保、後期高齢者医療保険とも、資格確認証の記載事項は、従来の被保険者証と違いはございません。

また、資格確認書を医療機関等の窓口で提示することによりまして、これまでと変わりなく受診することができます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そうしますと、国民健康保険者証、例えば、それと資格確認書は名前が違うだけで、記載内容もそれから効力も変わらないということ、そのような説明があったというふうに受け止めました。

それでは次、小項目⑧、資格確認書の交付対象者と交付方法についてお伺いします。お願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 資格確認書の交付対象者は、マイナンバーカードを取得

していない方、それからマイナンバーカードを保険証として利用登録されていない方でございます。

また、国保における資格確認書の交付方法につきましては、令和6年12月2日以降、新たに加入する方などには加入手続の際に手渡しで交付をいたします。後期高齢者医療における交付方法につきましては、令和6年12月2日以降、75歳を迎え新たに被保険者となる方には、暫定的な措置となりますが、マイナ保険証利用登録の有無にかかわらず、全員に資格確認書を郵送することになっております。

なお、8月1日の一斉更新においては、国保、後期高齢者医療とも、申請によらず、マイナ保険証をお持ちでない方全員に郵送する予定でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） マイナ保険証を持っていない方が、資格確認書の交付対象になると。国保の新規加入者は、12月2日以降は、手続時に窓口で手渡しされると。後期高齢者医療保険の方は、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず全員にお届けすると、そのような説明があったかというふうに思います。

小項目⑨、マイナ保険証のトラブルとその対策について伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） マイナ保険証のトラブル事案につきましては、全国的には医療機関等においてカードリーダーで資格情報が一時的に読み込めないなど、通信機器等の不具合については報道等により承知をしております。

なお、本市においては、資格情報の登録誤りですとか、マイナ保険証利用による個人情報の漏えいなど、トラブルの事案はございません。引き続き、トラブルが発生しないよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、小項目⑩のほうに行きます。

マイナ保険証を登録解除することができるようになっていると、厚生労働省の資料には出ております。

これですね。厚生労働省のホームページから取ったものです。

それからこれが、マイナンバーカード登録解除の申請書という用紙です。

登録解除は自由にできると、本人の意思に基づいてできるということになっておりますけれども、笠間市では、いつから、どこで、どのような手続により今可能になりますか。お願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 国保につきましては11月末から、後期高齢者医療保険については12月2日から、市役所本庁保険年金課及び各支所保健福祉課で登録解除手続を受け付けております。

なお、登録解除の希望をされる方につきましては、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書、そちらの書類を提出をいただいているところでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それに関して質問なんですけれども、登録を解除した後といたしますか、登録解除申請をした後の医療受診はどのようなのでしょうか。お願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） まず、解除の手続を申請されてから実際に解除されるまで、2か月程度の時間を要します。その間、医療機関受診するために、資格確認書を交付しまして、引き続き適正な医療が受けられるような体制で整えてございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 登録解除を申請した後、資格確認書が交付されることとなりますので、心配なく医療受診ができるというふうに受け止めました。それでいいのですね。

それでは、小項目⑪、マイナ保険証の登録解除手続に行ったとします。市の窓口に行ったとしますと、受付のほうで解除しないで継続することが有益ですよなどと、このようなアドバイスをすることがあるのかどうか。

マイナ保険証は、本人の任意の申請によりできた制度、そういう取得されたものですね。だから、そういう対応があるのかどうか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 登録解除の申請はあくまで御本人の自由意思によるものでありますので、その意向を酌み取った上で手続を進めております。

ただ、制度の内容の理解が不十分であったり、あとは漠然とした不安を持たれているような様子が見受けられれば、内容について丁寧に説明していきたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 内容についての説明があったとしても、それを覆すようなアドバイスはないというふうに受け止めました。

それでは、小項目⑫、マイナ保険証の登録解除手続に伴い5,000ポイントの返還というのは必要になりますか、いかがですか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 現時点において、登録解除した場合のポイントの取扱いについて国から情報提供されているものはございませんが、マイナンバーカードを返納した場合、取得したポイントの返還は不要で、今後もその予定はないと総務省が示しておりますので、同様の取扱いであると認識をしております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） マイナ保険証を取得する際に5,000ポイントが付与されていますが、頂いた5,000ポイントは返還の必要はないということで、本人の意思で自由に登録

解除ができるということが分かりました。

次なんですけれども、これは笠間市のホームページなんです。

11月29日付のホームページを取った、印刷したんですけれども、マイナカードの保険利用登録解除について、この記述は読みようによりますと、利用登録解除までに2か月以上の期間を要する場合があります。利用登録解除後、医療機関等を受診される際には健康保険証または資格確認書が必要ですということで、正確に書いていると思うんですけれども、これを読みますと、健康保険証や資格確認書はどうなるのだろうと。2か月以上の期間を要するという記載が上にありますので、2か月間医療受診が困るのではないかというような不安が出てしまう可能性がありますので、この点については、市民への広報というのは、懸念もあるマイナンバー保険証推進ではなくて、正確な情報で本人の自由意思で判断できる記載にしていくことが大切なのかなというふうに思います。マイナ保険証の登録解除に関する記述もその観点から必要な改善が求められますけれども、こういう方向で市民の疑問に答えられるような説明、広報に心がけていただきたいなということを思いますので、どうぞよろしくお願いします。これは、答弁は結構でございます。

これに関してですけれども、今までの質疑でたくさんことが分かってきました。健康保険証と資格確認書は名前だけが違いますが、記載内容も機能も全く同じで、医療受診には問題がないと。マイナ保険証は便利で役立つものと政府筋はアピールしておりますけれども、全国保険医団体連合会、全国で10万人以上のお医者さんが加入している団体だということなんですけれども、全国保険医団体連合会の資料によりますと、これ12月8日、ホームページから取った資料なんですけれども、これによりますと、国家公務員のマイナ保険証の利用率は9月時点で13.58%、内閣共済組合は15.14%、当の厚生労働省の第1共済組合が19.68%、8割は使っていないんですよ。厚生労働省第2共済組合では13.68%、86%が利用していないと。国民全体では13.87%ということです。

全国1万242件の医療機関でのアンケート調査を行ったそうですけれども、69%の医療機関がマイナ保険証でトラブルがあったと回答し、医療費の10割負担を求めたケースが699医療機関で少なくとも974件あり、回答した医療機関の中で76.9%が12月2日以降も保険証を残すべきだと答えたということです。医療機関で受診し薬を処方されるときに役立つという宣伝も、お医者さんのお話によりますと、1か月以上たたなければマイナ保険証としてお薬データとして役立つことはない、実際には受診時は役立たないことが明らかになっています。

政府の理不尽な政策に、国民は多くの疑問と不信を持っております。マイナ保険証が不便であり、あまり役に立たないことが国民に広がりつつあります。保険証の廃止ではなく、継続できるように、市のほうもできる範囲で正確な情報を送っていただきたいというふうに思います。

そのことを主張しまして、大項目2、カーボンニュートラルに向けた取組実績と課題に

入ってまいります。

地球温暖化、気候危機が進行し、国際的な協力・協働が必要だと、先般のC O P 29でも全世界に向けたメッセージが発出されました。

笠間市ではいち早くカーボンゼロシティ宣言が発出され、2050年カーボンゼロに向けた取組が始まっております。今回は、カーボンゼロシティ宣言3年間の取組を検証し、2030年までの取組などについて、この取組がいかに重要かを考える機会にしたいと思っております。

小項目①、2050年カーボンニュートラルに向けた笠間市の3年間の取組とC O₂削減効果、その取組によって経済効果がどのように発揮されたのか、お伺いをいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 14番石井議員の御質問にお答えします。

2050年カーボンニュートラルに向けた市の3年間の取組と、C O₂削減効果、経済効果についてとの御質問でございますが、2021年、令和3年4月のゼロカーボンシティ宣言表明後の取組としまして、住宅用太陽光発電・蓄電システム導入補助事業をはじめとした補助事業、岩間消防署への太陽光発電システム及び地熱利用冷暖房システムの導入、市民センターいわまへのフレキシブル太陽光発電システムの導入、公用車の電動化、公共施設照明のL E D化などを実施しております。

C O₂削減効果につきましては、代表的なものとして住宅用太陽光発電・蓄電システム導入補助事業で申しますと、2022年、令和4年度から2024年、令和6年11月末現在で128件の申請があり、環境省の地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックに基づき、1年間に削減されるC O₂排出量を算出しますと、年間約480トンのC O₂排出量が削減されることとなります。同様に、事業所用の補助事業や公共施設の太陽光発電システム導入によるC O₂排出量の削減量を含めると、総計で約680トンのC O₂排出量が削減されることとなります。

また、経済効果につきましては、住宅用太陽光発電・蓄電システム導入補助事業に伴う電力の地産地消によるエネルギー代金流出抑制額を電力会社のプラン単価を用いて積算いたしますと、新たに設置された太陽光発電設備の発電容量約920キロワットで発電される電力が再生可能エネルギーに変わるため、年間、毎年約4,470万円になると試算いたします。同様に、事業所用の補助事業や公共施設への太陽光発電システム導入による抑制額を積算しますと約890万円となり、先ほどの住宅用太陽光発電・蓄電システム導入補助事業による経済効果を合わせると、総額約5,360万円になると試算いたします。

なお、笠間市が行っております地球温暖化対策につきましては、温室効果ガスの排出削減により、世界的な規模で問題とされている地球温暖化の防止に資することを第一の目的としており、経済効果を求めるために取組を実施していることではございません。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 初めに申しましたように、地球規模での気候危機に対応する対策として重要な対策だと思っております。全世界的に見れば、笠間市で取り組むことはほんの一部かもしれませんが、ほんの一部が全世界的に集まれば、大きな力になっていくものであります。これが力を合わせていかなければ、地球環境のより一層の悪化を招くことは、これは明らかなだというふうに思います。今後のことを考えますと、アメリカなどで不安定要因が今度出てくるのではないかなという懸念もありますけれども、地域の環境、そして地球環境を守っていくことが経済的な効果にもつながっていくことを考えますと、地道にこの課題に取り組んでいくことが重要だというふうに思います。

この取組はまだ始まったばかりですが、2030年はもう間近に迫っております。2030年までに46%の削減という目標があると思います。2050年までにカーボンニュートラル、出入りがゼロになるということ、そういう目標を立てておりますので、これを見ますとそう大きな値ではないと思いますけれども、今後、計画を充実させて取組を進めていただければ、こういう取組はこれからの笠間を担う子どもたちにもしっかり受け継がれていくと思いますので、大事な取組として、これからはしっかりと計画、そして実現に向けた取組を期待するところであります。

今後の質問のことを考えまして、小項目②と小項目③についてはこれは割愛させていただいて、大項目3、片庭地区採石場のれんがから0.41マイクロシーベルトの放射線が検出された件について。

小項目①、れんがは誰がどこから、搬入し、事業者が受け入れたのか。そしてどこへ撤去したのか、その経緯はについてお伺いをいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） れんがは誰がどこから搬入し事業者が受け入れたのか、そしてどこへ撤去したのか、その経緯はとの御質問でございます。

当該事業者からの報告及び聞き取りを行った内容としましては、令和6年10月15日から25日にかけて市内の事業者が有する市内のストックヤードから搬入されたものであり、採石事業者が市内事業者の設備で破碎した後、10月30日及び31日に元のストックヤードに搬出されたということでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） これについては、議員宛ての資料によりまして、今おっしゃったようなことを知ったところであります。いろいろ聞きたいこともあるんですけど、これについては、事業者から聞き取ったということだというふうに判断していますけれども、それでいいんですね。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 先ほど答弁しましたように、当該事業者からの報告及び聞き取り調査をした結果でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 詳しいことは後の質疑でやりたいと思います。

小項目②に移ります。これは、10月26日に地元の採石事業者との3者協議会のときに、採石事業者の敷地内に搬入されたれんがから0.224マイクロシーベルトの放射線量が測定されたと、このようにお聞きしております。

放射線を検出したれんがの搬入について、これは法的にはどのように評価されるのか。それから、採石事業者の責任についてはどのように考えるのか、市の担当者の考え、判断をお聞きしたいというふうに思います。お願いします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 放射線を検出したれんがの搬入は法的にどのように評価されるか、採石事業者の責任についてとの御質問でございますが、今回の件の法的な取扱いを県に確認しましたところ、採石法に基づく県の認可を受けた岩石採取計画において認められていないものを採石場内に搬入させたこと。また、搬入させたものが産業廃棄物に該当するものなのかという観点から精査を行っているということでございましたが、これらにつきましては、採石法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の範囲となることと認識しておりまして、法を所管する県に対しまして、精査が済み次第、事業者に対して速やかな適切な対応をしていただくよう求めています。

また、採石事業者の責任につきましても、同様に県の精査が進んだ時点において明らかになるというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そうするとちょっとまだはっきりとしたお答えが聞けてないんですけれども、市の説明書によりますと、採石場内にある認可されていないもの、これがれんがのことを言っているわけですね。

認可されていないものということであれば、採石法上または廃棄物の処理及び清掃に関する法律のどちらか、あるいは両方に引っかかる可能性が高いわけですから、この表現から言えば認可されていないというわけですから、これ法律に違反しているというふうに言っているのではないですか、そうではないのですか。お願いします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 先ほど答弁しましたように、法を所管する県の判断になるという考えでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 県は今、どういう協議をしているのですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 茨城県においては、採石法及び廃掃法の許認可権の範囲内の中で精査を行っているというふうにしか、我々は承知してございません。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） いつ頃その判断ができるのかは聞いていますか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 確認してございません。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それは今後のことにも関わりますので、しっかり確認をして、これがどういう事態かということをしつかり受け止めた上での対策が必要と考えますので、それは早期に結論を出していただきたいというふうに思いますので、お願いします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 先ほど答弁させていただきましたように、法を所管する県に対しまして、精査が済み次第、事業者に対して速やかな適切な対応をしていただくよう求めています。それについては、今後も継続して行ってまいります。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） その点はよろしくお願いします。早期に正確な判断を出していただきたい。そんな難しい判断ではないというふうに思うんですけどもね。

それでは、小項目④、れんが試料のサンプル採取、放射線量測定を行わずれんがの撤去を指示した。

○議長（大関久義君） 石井君、小項目③。

○14番（石井 栄君） 失礼しました、小項目③ですね。

小項目③、片庭地区砕石場のれんがが積まれていた周辺で0.224マイクロシーベルト。0.41マイクロシーベルトが検出された事態の受け止め、市としてはこの数値を確認していると思いますので、これに対する担当部門の受け止めをお聞きします。お願いします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 片庭地区砕石場のれんがが積まれていた周辺で0.224マイクロシーベルト、0.41マイクロシーベルトを検出された事態の受け止めはとの御質問でございますが、令和6年10月26日に地元行政区、事業者及び市で締結する協定に基づき、立入りと放射線の測定を事業者が所有する機器において実施したところ、山積みになっているれんが周辺から0.224マイクロシーベルトが測定されたことから、市から事業者に対してれんがをブルーシートで覆うなどの応急的な対応を、さらに10月28日は専門機関に測定を依頼するよう求めたところでございます。

その後、11月20日に県、地元行政区、事業者及び市の立会いにおいて、れんがが山積みとされていた周辺を事業者及び地元行政区が所有するそれぞれの機器において測定した結果、最大値として0.41マイクロシーベルトが測定されました。この測定結果について県か

ら国に照会したところ、測定機器や測定方法から判断が困難との回答であったため、事業者から専門の検査機関に測定を依頼しているところです。

市ではこのような経過の中、地域の不安解消を図れるよう、県と連携しながら事業者への指導等を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 市のほうも、当座の必要な対応ということに取り組んでいたのかなというふうに受け取ったところです。

これについては市からの説明書にも書いてありますように、0.23マイクロシーベルトというのは、福島第1原発事故における除染実施計画を定める区域などの要件であると。そして、0.23マイクロシーベルトに近い値が測定されたということから、市から砕石事業者に必要な対応を求めたということです。これは大きな問題だということを市でも判断しているのかなというふうに思いました。

この片庭地区砕石場の立地場所を見ますと、笠間市から見れば少し高い、市街地から見れば高い位置にありますし、脇には片庭川が流れていまして、涸沼川に流れ込んでいるという状況から考えますと、この影響は詳しく調べないと分からないところもありますが、可能性としては、多くの場所に広がる可能性もあるというふうに思います。この辺のこれからの対応は大事になってくると思います。

それでは、小項目④、れんが試料のサンプル採取、放射線量測定を行わずれんがの撤去を指導した茨城県の対応について、市はどのように考えておられるのか、その点に入りたいというふうに思いますけれども、私が入手した資料によりますと、11月14日に茨城県に対して笠間市が経過を説明できるように情報を出してほしいと、県に依頼することになったという話を聞いております。そして、翌日、県に申入れを行ったということは、11月15日に申入れを行ったわけですね。

資料によりますと、10月28日、笠間市は砕石事業者に対して専門の検査機関に測定を依頼するよう求めたというふうになっておりますけれども、この県の対応、れんが試料のサンプル採取もやらなかった、放射線量測定も行わなかった、その上でれんがの撤去をなさいと指導した県の対応について、市の担当者はどのように受け止めておりますか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） れんが試料のサンプルの採取、放射線量測定を行わずれんがの撤去を指示した県の対応についてどのように思うか、どのように考えるかとの御質問でございますが、県の対応につきましては、採石法に基づく許可権者としての対応である、ただその1点のみの認識でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） いや、それは極めて不十分な答えだというふうに思います。何をおっしゃいますかというふうにも思います。

先ほど言いましたように、26日に0.224マイクロシーベルトの放射線量が測定されて、市は岡本興業に対して、シートで覆うなどの応急措置を取るように求めたわけですね。それから、28日には笠間市は砕石事業者に対して、専門の検査機関に測定の依頼をするよう求めたというふうになっています。現状を保全しないで、どうして正確な測定ができるのでしょうか。その翌日、茨城県は砕石事業者に対して、業者が搬入した空間線量0.224マイクロシーベルトパワーが測定されたれんがの山積みに対して、サンプル採取、放射線量の測定をせずに撤去するように求めたということになりますよね。

市はこれをどのように受け止めるのかということを知っていますので、そういう紋切り型のお答えではなくて、実態に即したお答えをお願いします。市の認識に関わることです。お願いします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 繰り返し御質問いただいているところでございます。

この県の行為が、県の許認可権、採石法に基づく許認可権の中で行われているものだとすれば、それはあくまでも県の判断だというふうに我々は認識しているところでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） いや、あくまでも県の判断だというふうにおっしゃっていますが、市民や地元市民の立場に立って寄り添って考える、そして対応していく。市として、県の言っていることに付度をしているのかなと、こういうふうにも聞こえなくもない御答弁ではないかなというふうに思います。

そもそも、市内の事業者が所有するストックヤードから持ち込まれたと。そして、そのストックヤードに撤去をしたというふうに言っていますよね。そういう報告なんです、その砕石事業者に山積みされた放射性物質、放射能を、放射線量測定したれんがが砕石場の敷地内にあったわけですね。それがそっくり市内のストックヤードに行ったということは、誰か証明することができるんですかこれ。信頼性が求められるのですが、これはどうやって証明するんですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 事業者の報告に基づいてのものだと、我々は考えてございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 事業者が言っているからという、今お話ですね。

これ、地元等の関係者から頂いた資料なんですけれども、これは10月26日、向かって左側の写真は、10月26日に砕石場で撮られたれんがの山積みの写真です。こちらは、員に公開された撤去されたれんがの写真ですが、これ一見して、あれ、同じものではないのではないかと私は思いましたよ、これ。全く違うものに見えました。実際はどうかは分かりま

せんけれども、疑問がいろいろ出てきます。

結局は、私が今まで聞いてきたことは、市がどこまで真剣に取り組んでこの問題に対処していくかという基本的な構えをお聞きしていたんですけれども、どうも県のことが気になってしっかり言えないのではないかなということが大変気になります。これでは、今後の安全対策につなげることが本当にできるのかどうか大変不安になりますけれども、さっき言った答弁を、変わる答弁が出ますか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 繰り返しになりますけれども、撤去の指導をしたことが県の所管する法律に基づいての行為でございますので、それについては市のほうとして考え方を変えるつもりはございません。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今、担当者はこういう話をしておりまして、私は大変不安になります。こういう姿勢で、県の言うがまま。県の言っていることが正しければいいですよ。本当に正しいのかどうか分からない状況で、市民の立場に立って対応できるのかどうか不安になりましたので、やっぱりこの際、全体を見渡して、市民の福祉のために責任を持って対応する市長からこの問題に対する基本的な考え方、どういうふうに見えて、これからどうするのかをお聞きしたいと思うのですが、よろしいですか。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 石井議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、県に付度はしていませんからね。そんな姿勢は、私はやっていませんから。県に言うべきことは必ず言っているのが、私の姿勢でございます。

我々市の行政としては、当然許認可権は県が持っていますので、県と連携しなければできないことは当然ありますよ。その上で、地元の人たちがやっぱり不安を持たない説明責任だとか対策だとか、そういうことをやっていくのが当然のことだと思います。ですから、移動したことが悪いのかいいのかとそういう議論ではなくて、いわゆる県は法律に基づいてそれをやったのです。でも、それは地元の人にとってはなかなか不安に思っているというのであれば、その対応の仕方をもう少し工夫することは、それは当然必要だったということだと私は思っています。

それと、やっぱり今回の案件で私が一番思うのは、もちろん我々も県もいろいろな役割を担うことは当然必要であります、事業者がきちんと、やっぱり地元の人に出ていって説明すべきですよ。説明した上で、こういう対策を取ったり、こういうことを県や指導の下でやっているのだと。我々は今、間接的に地元や議員に流しているわけなので、そこは事業者としては私は丁寧さが全くないと、そのように思っています。

それはそれ。今後、冒頭申し上げましたように、県と事業者と我々としっかり意思疎通を図りながら、とにかく地元の方々が不安に思わないような対策なり、それと我々が持つ

ている情報をしっかりと提供していくこと、そういうことは私は必要だと思っています。

今週中に専門業者が測定に入ると聞いていますので、その結果も踏まえて、対応なり情報提供はしっかり地元に行っていきたいと思います。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） しっかり対応していくというお話を伺ったものと思います。

改めて、碎石事業者と県に、住民が納得できるこの事態の全容解明と再発防止策、安全対策を求め、対策を確実に履行させ、地元市民に報告する必要があるというふうに今、市長はおっしゃったと、このように受け取ってよろしいですね。再度ですが、お願いします。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 石井議員の取り方だと思います。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 私はそういうふうに取りましたので、市長の考えと同じだというふうに思っておりますので、このとおりにやってくれるものと考えております。

今回の事態、このやり取りというのは、解決に向けた第一歩です。地元住民、広くは市民、そして碎石事業者に有益な方向で解決に向かうことができるかどうかは、市の今後の対応によるところが大きいことでもあります。

それでは、今まで市が行ってきたこと、これからどのように進めていこうとしているのか具体的な取組を、今度は部長のほうから示していただきたいと思うんです。お願いします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） これまで市が取ってきた対応という部分でございますが、まず最初の発端という部分は、10月26日でございます。これは、地元行政区と碎石業の業界の方との協定に笠間市が立会いという形で協定に入っているというものに対して、一緒になって現場を確認した際に、このような結果が確認できたものでございます。そのような形で、市は関与しているという部分でございます。

その発見時においては、もう繰り返し、重ね重ねの言葉になってしまうかもしれないですけれども、ブルーシートで覆うような応急的な対応、その後、専門事業者に測定を依頼するとか、そういった部分がございます。

その後、石井議員おっしゃられるように、県への申入れ等を行った中で、地域の不安解消に向けて、市と県で連携して対策会議、調整会議を開いて対応していきましょうよというような形の申入れ等を行って、それについても理解をいただいたところでございます。

その後については、21日に文書で指導を行いました。その文書の指導の結果については、回答が11月28日に受けたところでございます。また、その報告書の内容の事実確認を行うため、29日には搬出事業所を訪問しまして、れんがの所在の確認やもともとの用途の聞き

取りを行いまして、それらの内容を12月3日に地元区長に報告し、翌日4日にはホームページにも掲載させていただいたところでございます。

また、これまで行政区との話し合いを2回ほど実施させていただきまして、市に対する意見や御要望等もお伺いしているところでございます。

今後につきましては、地域住民の方々が少しでも早く安心できますよう、引き続き全容解明に向けた取組に努めてまいるとともに、安全対策、再発防止の徹底につきまして、県と連携しながら事業者に求めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 繰り返しになりますけれども、これは解決に向けた第一歩を踏み出したという段階だと思います。一番大事なことは、問題が起こったときに、それに対してどれだけしっかりした対応をしていくのかということです。市民はよく見ておりますので、しっかり取り組んで。市民の皆さんの安全な生活のために、そして不安解消につながるように、対策を取っていただくように市のほうにお願いしまして、私の質問いたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 14番石井 栄君の一般質問を終わります。

ここで15時20分まで休憩いたします。

午後3時08分休憩

午後3時20分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

19番大貫千尋君が退席いたしました。

5番川村和夫君の発言を許可いたします。

川村和夫君。

〔5番 川村和夫君登壇〕

○5番（川村和夫君） 5番公明党の川村和夫です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて一般質問を行います。

本日の私の質問は、大項目1、12年連続人口規模貸出し数日本一の笠間市立図書館について、大項目2、子宮頸がん予防ワクチン事業についてです。

それでは、大項目1、笠間市立図書館についてです。

笠間市立図書館は、人口8万人未満の市区において、12年連続で個人貸出数日本一という快挙を達成しております。毎日新聞の記事でも、読書離れが進む中、焼き物のまちならではの特色のある蔵書や、ふだんは手にしない本にも出会える仕組みづくりを地道に続けてきたことが成功の背景にあると報じられています。

また、次のように特徴的な取組が紹介されています。貸出点数の制限がないこと。市内の3館で利用者の居住地や冊数に制限がないこと。職員が定期的に会議を開き、読者のニーズをすくい上げ、年間1万点以上の新刊図書を購入していること。テーマごとに特集コーナーを設けたり、イベントを開催していること。

しかし、これらの取組は、他の図書館でもいずれかはやっている事業であると思います。笠間市図書館がこのような成果を達成している背景には、表面から見えにくい独自の仕組みやノウハウ、基本的な考え方が存在しているのではないかと考えます。市内の書店が減少していく中で、文字文化の発信地としての重要な役割を果たしている笠間市立図書館は、単なる図書館以上の知的資産の機関として、その潜在能力を十分に発揮していると言えるでしょう。

そこで、過去から現在そして未来にわたり、笠間市立図書館の無限の可能性を探り、ほかの図書館とは異なる独自の価値や強みを引き出すことを目的に、以下の質問をさせていただきます。

それでは、小項目①、笠間市立図書館の概況についてお伺いします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 5番川村議員の御質問にお答えいたします。

12年連続日本一の概要は、日本図書館協会が全国の図書館に関わる概況と統計資料を取りまとめ毎年発行する「図書館年鑑2024」、掲載されるデータは2022年実績値でございますが、この年鑑において、笠間市立図書館の電子図書館を含む図書や雑誌などの個人貸出数が98万7,000点で、人口別カテゴリー6万人以上8万人未満に該当する全国113市区立の図書館の中で1位となり、このことが12年間続いているところでございます。

この要因といたしましては、先ほど議員からありましたとおり、一つ目に貸出しできる方に住所地の制限を設けていないこと、二つ目に図書の貸出しできる数に制限を設けていないこと、三つ目に貸し出す本や資料などほぼ全てにICタグを搭載し、貸出しも返却も迅速、効率的に行えるシステムを採用していることと考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

その中で、先ほど2022年の実績が98万7,000点とありましたが、過去5年間の経年推移はどのようなになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 図書館年鑑に掲載済みの過去5年分の実績値で申し上げます。2018年、この実績が121万5,000点。2019年124万8,000点、2020年93万6,000点、2021年97万7,000点、2022年98万7,000点となっております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

それでは、この推移が最高で124万点とありましたけれども、この減っている要因というのはどういう要因なのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 主な要因としましては、やはり新型コロナウイルス感染症の流行と考えております。この感染症がはやりました令和2年度の実績が、大幅に減少しております。その後、徐々にでは増加しておりますが、まだコロナ禍以前の数値に戻っていない状況でございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 概況はお聞きしました。

結果として現れている数字でははかることができないものがあると思うんですけれども、見えない強みや資産があるからこそ、この12年連続の日本一の貸出数を誇っていると思います。決算での成果報告書では分からない、ほかの図書館にはない見えない強みや見えない資産を、三つの視点からちょっとお伺いしたいと思います。幾つもの強みが掛け算方式で人、組織、ステークホルダーとの協働と相まって、より強い見えない資産となっているという仮説が成り立ちます。一つ一つ詳しくお聞きしてまいりたいと思います。

まず、小項目②、12年連続日本一の内的要因なんですが、三つの観点から内的要因をお伺いします。人的、組織的、地域・外部との協働、三つの観点からお伺いします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 内的要因でございますが、まず人的要因は、図書館の数ある資料の中から、利用者のニーズに合った資料等を的確に結ぶ業務であるレファレンスの中心的な役割を担う司書資格を持つ職員の存在が大きいと考えております。司書にはこのレファレンスの高い能力が求められますので、日々の業務において資料に対する知識を深め、経験の蓄積を行っており、現在資格を持つ職員は、3館の職員47名のうち21名で、割合としては44.6%、約45%でございます。また、司書を含めた職員全体で案内マニュアルを整備・共有し、3館共通のサービスが提供できるように努めているところで。

次に、組織的要因ですが、笠間市では笠間まるごと「子育て都市」の宣言をしており、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援策を展開していることから、図書館でも子育て世代への取組に力を入れているところで。今年度は、乳幼児を対象とした図書を重点的に取りそろえるほか、館内においては子ども連れの利用者にお勧めのコーナーを開設し、利用しやすいように案内マップを用意しているほか、キッズタイムの実施など、子育て世代の方が親子で快適に利用できる工夫を行っております。

最後に、地域や外部との協働については、多くの市民が集まるイベントに合わせ、蔵書の中からイベント内容に沿った図書を紹介することで、新たな利用者の獲得や貸出し促進を図ったほか、ブックスタート事業や読み聞かせ事業においては、ボランティア団体と協働することにより幼少期からの日常的な読み聞かせと絵本に楽しむ機会を提供しておりま

す。

このような小さな気遣いの積み重ねによる内的要因も、12年連続日本一の要因ではないかと捉えているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） それでは、少々詳しく具体的にお聞きします。人的観点からなんですけれども、レファレンス能力がある専門職として、司書資格を有する職員が47名中21名、44.6%いますが、この数字というのはほかの図書館と比べて客観的に充実した数値なのか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 数値につきましては、「茨城の図書館」という書籍の数値で答弁させていただきます。ただ、この数値は人数のみですので、その自治体の図書館の数や勤務体系など実態にそぐわない部分もあるかと思いますが、この中から県内の人口規模で笠間市とカテゴリーを同じくする五つの自治体の数値を申し上げます。

鹿嶋市は20名のうち14名で70%、石岡市は31名のうち20名で約65%、守谷市は48名のうち27名で約56%、龍ヶ崎市は30名のうち15名で50%、笠間市は47名のうち21名で約45%となっており、他の自治体と比較して高い割合ではございませんが、勤務シフトを組む中で、司書の資格を持つ者を必ず配置するように心がけております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

もう一つなんです、人的な観点から、職員の方々の日々の知識と経験の積み重ねが、人間でいうと手や足の指先のように、敏感な窓口の対応に現れていると思いますが、具体的な事例をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 事例としましては、郷土史に関連した牧野家家臣や笠間藩校時習館、こちらについての御質問がありましたときに、日々の知識の積み重ねの中での確に対応できたことがございました。

また、図書館では、日常的に利用者が求める資料の配置場所について口頭で、場合によってはその場所まで案内する、あるいは資料の内容を確認して当該ページをお知らせするなど、利用者に寄り添った対応を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 次に、組織的な要因の中で、先ほど今年度乳幼児を対象として図書を重点的に購入しているということがありましたけれども、こういう特色を生かした事業をしていて、利用者の声はどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 子育て世代に対する工夫ということで、子どもと一緒に来館

される利用者へのお勧めのコーナーとして、子ども向けの児童書コーナーの隣に保護者が関心を持ちそうな家事や育児などの本を配置する工夫などにより、利用者の方からは「子どもの本と自分の本が選びやすい」や「絵本もたくさんあっていいです」のほか、「図書館の子育てサポートマップも本が探しやすく助かっています」などのお声をいただいております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 答弁をお聞きしまして、ニーズを的確に対応して、またターゲットを絞って選択と集中をすることというのは、私もよく学びましたけれども、マーケティング理論から見ても、素晴らしいサービスの事業だということがうかがえます。

そして、レファレンス経験の蓄積や3館が同じサービスができること、笠間市まるごと「子育て都市」の宣言を、図書館という立場で乳幼児を中心に子育て世代に絞った施策を展開していることが、ほかの図書館との差別化であり、笠間市立図書館の独自のまねのできない、当たり前のことを当たり前にできる強みとなっていると推察されます。

次に、毎年新しい書籍が選定購入されていますが、そこで、小項目③に移ります。笠間市立図書館の選書についてです。

令和5年度主要施策の成果報告書の図書館費の中で、図書館サービス事業があります。成果報告書では定量的な成果が記載されていますが、利用者の声を的確に把握して、本その他の資料を購入しております。

この事業が、具体的にどのように利用者のニーズを把握して、限られた予算の中で本その他の資料を購入しているのか。また、利用者のニーズのほかに、潜在的ニーズの把握をどのようにして選書に進めているのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 図書館では、資料収集選書基準に基づき、蔵書構成や幅広いニーズを勘案して、図書やCD、DVDなどの視聴覚資料、電子図書コンテンツを選定しております。

選書に当たっては、その本の内容紹介などが掲載されているカタログの中から全職員が選定したものを経験豊富な選定担当の司書が取りまとめ、さらに3館合同の選定会議により決定し、年間約1万点を購入しております。この選定会議を月2回実施することにより、新たに蔵書した図書を新着図書コーナーにおいて、毎週提供することができております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 特に、毎週新書図書の提供をしておりますとありましたんですけれども、利用者の反応に対して、職員の方はどのような対応しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 厳正な選書により新たに選ばれた図書などを、職員は自信を

持って新書図書コーナーで紹介しております。この新書図書コーナーはやはり人気がありまして、すぐに貸し出されるため、1日3回の返却資料の整理作業の際に、新刊については迅速に新着コーナーに戻し、できる限り時間を置かず再度貸出しできるような対応をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。その一つ一つの対応が、利用者のニーズを的確に察知する能力を高めて、結果的に個人貸出数に寄与していることが分かりました。

では、小項目④に移ります。利用者満足度についてです。

情報があふれている昨今、いかに受け手側のニーズを的確に対応するかが求められています。利用者の満足度を高めるために、どのような事業をしているか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 利用者満足度の高め方ということで、第2期笠間市教育振興基本計画における指標でお答えしますと、利用者満足度をはかる指標は、主に貸出点数や蔵書点数、入館者数と考えますが、コロナ感染症の影響を受けた令和2年度以降から図書館年鑑2024までの数値は、いずれの数値もよい方向に増加している状況です。

また、今年度は、乳幼児向けの絵本などの図書を重点的に取りそろえるとともに、子育て世代が興味を持つイベントを3館全てで実施するなど、子育て世代への施策を強化し、総合的な利用者満足度の向上に取り組んでいるところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 答弁の中で、子育て世代に対しては重点的にということで、今年度は乳幼児向けの図書充実事業によって絵本などの図書を重点的に購入して、乳幼児や子育て向けのイベントを実施して図書館への来館や資料の貸出し推進をしていることが分かりました。

また、ただテレビや新聞等で、中学生や高校生の活字離れがあります。利用者の一つの世代として、中学生、高校生への満足度向上というのは図られているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 議員おっしゃられるとおり、中高生世代の本離れは深刻ではございますが、現在市では笠間まるごと「子育て都市」宣言により、子育て世代に重点を置いた施策を展開しておりますので、図書館においても子育て世代の方の満足度の向上に軸足を置いて取り組んでいるところです。

ただ、図書館におきましては、中高生、主によく勉強で使っているということで、場所の提供の部分では満足いただいているのかなというところで考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 一番大変な中学生、高校生の来館が増えて貸出しが増えれば、20年連続とか、そういう日本一を目指せるのではないかなというふうに感じました。

私も経験しているのですが、先ほどあった子育て世代に対して重点的にやられているとありましたけれども、私も年がちょっと過ぎますけれども、小学校2年生のときに担任の先生が読み聞かせしてくれたことが、本を好きになったきっかけでした。一時期本から離れたとしても、三つ子の魂百までもと言いますので、ぜひ幼少期の大事な時期に大いに貢献していただければと思います。

また、利用者にとっては満足度の高い図書館だということが答弁から分かるんですけども、満足度というのは、私もサービス業に足を置いていましたけれども、満点はないんですね。どんな組織や団体でも苦情とかクレームがあると思いますが、笠間市立図書館でもあると思います。そのときの対応や改善について、具体的な事例がありましたら伺います。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 図書館は日々多くの方々に利用されておりますので、職員は誠実に対応しているところではございますが、利用者の受け止め方も様々でございますので、多くの御意見をいただいているところでございます。

一例を挙げますと、図書館の職員の対応が冷たい印象を受けるとの御意見をいただきました。対応としまして、内容を職員全員で共有するとともに、そこは図書館ですので、接遇の具体的な例が解説されている「ホテルに学ぶ図書館接遇」という図書を参考として回覧し、一人一人が利用者へのあるべき対応を意識するよう啓発を図ったことがございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ほかの業態の本も一緒にそろえて全員で共有している。この全てを共有することから始まって、ただ単に自分事と考えて対応するだけではなくて、利用者の期待に応えようと改善を図っていることが分かりました。苦情やクレームもチャンスと捉えて、利用者の満足度や期待値を向上させるエネルギーとしているところが、笠間市立図書館の強みの一つだということが分かりました。

続いて、小項目⑤、笠間市立図書館の広報・プロモーションについて、伺います。

全ては周知から始まります。周知において一番力を入れているところや、一番気をつけているところは何か、伺います。また、年間いろいろなイベントや仕掛けを施しておりますが、全て評価の高い事業だと思っております。そのうち、最も評価の高いイベント、そして仕掛けはどのようなものか、伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 広報・プロモーションについては、現在、ホームページ、広報かさま、エックス、図書館だよりなど、多くの媒体により多角的な広報活動に取り組んでおります。特に、エックスは3館が個別のアカウントを2013年4月から運用を開始し、10年以上かけ少しずつフォロワーを増やし、現在では各館毎日1,000名以上の方に、新着資料や館内特集、各種イベントなど様々な情報を発信することができております。

また、今年度、子育て世代を主なターゲットとして、笠間公民館大ホールで開催する講演会の周知を目的として、子どもたちが塗り絵やクイズに挑戦するとカードがもらえるイベントを開催し、そのカードの裏に講演会の申込みホームへ飛ぶQRコードを載せたところ、申込み初日から100名を超える応募がございました。

以上のように利用者にとって有益な情報を、多くの媒体を駆使しながら多角的に提供できるよう努めているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。その中で、少しずつフォロワーを増やしているところがほかと違うところかなと。要は、ブームになってしまうと、もうそこからフォロワー数は増えていかないので、どの業種においても、少しずつというのが大切だと思います。

当たり前のことを、当たり前に仕事をされていることが分かります。私も来館して感じることは、様々な展示等が手作りなので、温かみが図書館の至るところに表れていることを感じました。ぜひ、継続して実施していただきたいと思います。この手作り、これが他の図書館でもやっているんですけれども、やっぱりまねのできないところなんだというふうに感じました。

次に、小項目⑥、今後の計画についてですが、どのようなことを実施するのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 今後につきましても、子どもの読書は人生をより深く生きる力を身につけることにつながることから、幼少期からの読書習慣を育むことができるよう、子どもの情操教育の観点からも読書活動を推進するとともに、笠間まると「子育て都市」宣言を鑑み、今年度重点的に行っております乳幼児や子育て世代へのサービス向上の取組を継続してまいりたいと考えております。

また、来年度には合併20周年記念事業の一環として、これまでの館内イベントだけでなく、笠間図書館の駐車場など屋外を含めた敷地全体を使ったイベントを、仮称ではございますが、笠間ブックフェアとして実施する計画もございます。

今後も、貸出数の日本一だけでなく、利用者の誰もが利用しやすく、また大切にしたい場所と思われるような、利用者が思う日本一の図書館を目指してまいりたいと思っております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。笠間市立図書館の強みをいろいろと質問させていただきました。利用者の満足度向上のために、そして来館される利用者への期待を裏切らない対応がなされていることが分かりました。笠間市立図書館の见えない資産をより精度を高めていただき、笠間市の文化的水準を高めていただく拠点として機能を十二分に発揮

していただくことを期待して、大項目1の質問を終わります。

続いて、大項目2、子宮頸がん予防ワクチン事業についてです。

私は、前職は金融機関にいました。入庫当初、研修担当者や直属の上司、先輩から「川村、この世で一番大切なものは何か」と尋ねられました。答えは命、その次にお金。だから、金融機関の仕事はこの世で大事な仕事のひとつだから、やりがいを持って頑張ることを教わりました。

改めて、この世で一番大切なものは何でしょうか。命です。その命に関わることを質問してまいります。令和6年第2回定例議会一般質問で田村幸子議員も質問されていましたが、再度、進捗状況や今後の計画等をお伺いいたします。

小項目①、令和6年度笠間市の子宮頸がん予防ワクチン事業の現状についてお伺いします。本事業の目的、数値目標、期待する成果はどのようなものか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 5番川村議員の御質問にお答えをいたします。

令和6年度の本事業の現状についてでございますが、本予防接種は、予防接種法のA類疾病に位置づけられたHPV（ヒトパピローマウイルス感染症）を予防するため、予防接種法に基づき実施をしております。ワクチンの種類や接種開始時期により、6か月間の間に2回または3回の接種が必要となります。HPVは子宮頸がんなどの主な原因とされておりまして、予防接種により子宮頸がんの原因の90%を防ぐとされております。

数値目標につきましては、A類疾病の予防接種は感染予防、蔓延防止の観点から、対象者に予防接種を受ける努力義務があり、市といたしましては対象となる全ての方に接種を勧奨、進めているものでございます。

なお、令和6年度は、定期接種の機会を逃した方のためのキャッチアップ接種を行っております。接種対象者は、定期接種が小学校6年生から高校1年生相当、キャッチアップ接種が高校2年生から27歳相当の女性となります。令和6年10月末現在の接種状況は、定期接種が延べ213回、キャッチアップ接種が延べ554回となっております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 接種者数は分かりました。

それでは、子宮頸がんワクチンの定期接種及びキャッチアップ世代の対象者数は分かりますでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） まず、定期接種の対象者数でございますが、小学校6年生から高校1年生の女子で、令和6年4月1日現在で1,484名でございます。また、キャッチアップ接種の対象者は、平成9年度から平成19年度生まれの女性で3,195名となります。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。ということは、キャッチアップにしてみると3,195分の554回ということになります。まだまだこの進捗が悪いように思えます。

笠間市でも積極的に推進はされていると思いますが、その対象者への推進方法ですが、県内44市町村ございますけれども、他の自治体との情報の共有は図っているのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 県内自治体の接種の推進方法等の情報共有につきましては、茨城県の疾病対策課におきまして、今年4月に県内自治体の接種の推進方法に関する調査が行われておりまして、その翌月5月にはその調査結果が我々のほうにも還元をされております。

接種対象者に向けて令和5年度末、または令和6年4月に個別通知を発送している自治体が多く見られまして、またその情報発信については、市のホームページや市の広報紙を活用している自治体が多い状況となっております。それらを見て比較しますと、他の自治体と同様以上の周知に、本市においても取り組んでいるという認識でございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 現状分かりました。ただ、情報を共有して、少しでも接種者数が増えるような事業にしていきたいと思っております。

推進方法の中で、先ほど図書館でもそうなんですけれども、周知が一番重要だと思うんですけれども、対象者への、またキャッチアップ世代への周知とは、媒体はどんな形で、特にSNSでの周知はどのようになさっているのか。その周知の効果として、接種者数アップの効果があったのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 市では、令和6年3月に転入者や外国人など接種履歴を確認できない方も含みましてキャッチアップ接種未接種者2,337人と、さらには令和6年6月に今年度末で定期接種の期限を迎える高校1年生の未接種者、こちらも転入等によって接種履歴を確認できない方も含んでおりまして、こちら219名に対して個別通知による接種勧奨を行っております。

その他、周知の媒体としては、広報紙やポスター掲示などの紙媒体での周知のほか、市のホームページ、SNS、小中学校や市内の高校3年生の生徒へタブレット端末を通じた情報発信、それから電子媒体を活用した周知も行っております。

また、キャッチアップ接種対象者となる若い世代の女性に向けた周知として、特にSNSによる周知を強化しておりまして、市のフェイスブックやエックス、インスタグラム等のSNSの活用に関しては、キャッチアップ接種は6月末、定期接種は7月上旬と、それぞれの対象者に向けた内容を発信しております。今年度のSNSの発信に当たっては、国で作成したHPV予防接種に関する動画のリンク、こういったものを入れて、より分かり

やすい情報発信を図っているところでございます。

周知の効果の状況でございますが、1回目の接種者数を見ますと、定期接種は夏休みの時期に接種が増えまして、4月の11人に対して8月は37人ということで3倍になっております。また、キャッチアップ接種は、4月の23人に対して9月は123人と、約6倍に増えている状況でございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 9月という区切りがあったのも駆け込みということがあったのだと思うんですけども、客観的な数値としては効果が上がったように思えます。

ただ、この事業のもう一つの要というのは、冒頭もお話ししましたが、やっぱり大事な仕事の一つだから、やりがいを持って頑張れるかどうかというのも、職員のモチベーションの形で出てくると思うのです。だから、若い人の命や将来への希望を失わせない重要な施策なので、自信を持って推進していただきたいと思います。その周知の積み重ねが接種者数の向上となることは、十分に認識されていると思います。さらなる改善をいただいているとは思いますが。

その周知の効果の一つとして、市民の方からの電話とかメールとかあるんでしょうけれども、反応とか問合せに表れてくると思います。具体的な問合せはどのようなものがあって、それをどのように対応なさっているのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 周知を行った後の反応、7月以降特にキャッチアップ接種対象者本人からについては、接種をしたいので予防接種の予診票、これを再発行してほしいですとか、周囲が接種をしているので自分も接種をしたいと考えたというような、接種期限が迫っているということから接種について前向きに考えている方からの問合せ内容が最も多い状況でございまして、過去の報道の不安に関するようなものはほとんどなかったというような結果が出ております。

ただ一方で、保護者からの問合せに関しましては、一定数ワクチンの安全性に関する質問がございます。市からは、国においてワクチンの安全性に懸念が認められないことですか、種類の有効性が副反応のリスクを明らかに上回るというようなことを認めているということを説明をしております。

また、本人それから保護者両方から問合せが多い内容としましては、接種するワクチンについてどの種類がよいかというような御質問もございます。3種類のワクチンはいずれも国の承認を受けたワクチンであることですか、合わせて9価ワクチンがより幅広いウイルスの型に対応しているということ、また接種の際に医療機関に医師に相談することなども、併せて説明をさせていただいております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。ぜひ、今後も市民の方の声を真摯にお聞きいただ

き、啓発をしていただければと思います。

周知の機会として、一方に教育の現場もあると思います。教育の現場での啓発については、令和6年第2回で田村幸子議員の質問に対して小沼教育長から答弁がありましたが、その進捗状況をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 進捗状況についてお答えをいたします。

6月の定例会終了後、校長会を通じて、がん教育の推進についてお願いをしております。

その結果、多くの学校が冬休み後に計画を立てているんですけれども、既に行った学校においては、答弁のときにお話ししたとおり、予防接種については保護者の同意が必要なので、子どもたちに指導してもなかなか受けないものですから、保護者を入れてということで授業を組んでいただいております。授業参観の折に、それから特設で講演会をやる折には希望する保護者に参観もしていただいているという状況ですので、この分野については教師だけでは教え切れないので、外部の医師、もしくはがんの関連団体、そして多くのがんの罹患者の方、復帰された方の現場の声を生に聞かせていただいて、そして子どもたちには啓発、保護者にもぜひ予防接種をとということで呼びかけております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 教育の現場と言えば、男女ともに聞ける絶好の機会で、認識できるという機会だと思いました。分かりました。それで、親子で聞ける機会が本当に重要だと思いますので、ぜひそういう機会をつくっていただきながら、やっぱり教育の現場が重要であることをまた再認識をさせていただきました。

続いて、小項目②に移ります。事業を進めていく上で、計画どおりにいかないことはただあると思います。この事業の課題とその対策についてお伺いします。

現在、どのような課題があるのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 課題とその対策、対応についてでございますけれども、課題としては、やはり他のA類の疾病の予防接種と比較しまして、接種が進まないというところが挙げられるかと思います。

笠間市では、子宮頸がん予防接種の積極的勧奨が再開された令和4年、それから令和5年に対象者向けに個別通知を合計3回実施しておりまして、接種対象者であることは、御本人、家族に一定程度認知されていると考えております。

しかしながら、本予防接種に関しては、接種後の症状に関する過去の報道等による接種の不安を感じている方、親御さんを含めてが多いこと、それから将来のがん予防のためといった本予防接種の必要性が十分に伝わっていないことなどが接種が進まない要因として考えております。不安の払拭というのは容易なことではないんですけれども、今後もSNS、広報紙等で啓発を行うとともに、問合せがあった際の予防接種の意義などについて、

丁寧な説明を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 今答弁の中で、個別で通知が3回なされているとか、あとは過去の報道、副作用の報道、あとは将来に渡っての必要性が伝わらないという、そのようなそれぞれの課題がありましたですけれども、特にこの進まない状況をいかに改善するかが重要だと思うんですね。

このような課題はどのように具体的に対応なさるのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） この課題に対しての対応、対策ということで言いますと、その内容の詳細を、まずは細かく分析するということが必要だと考えております。

2024年5月に国の予防接種基本方針部会でHPVワクチンに関するアンケート調査が行われまして、そちらの資料を見ますと、HPVワクチンを接種したくない理由として保護者及び本人の回答で最も多かったものが、十分な情報がないと。次いで、HPVワクチンは安全でないというような内容でございました。一方で、接種を決めた理由で最も多かったものは、ワクチンが有効だと思っているということ、それに次いで子宮頸がんは危険だと思ったからというような回答が続きました。また、HPVワクチンに関する情報で信頼できると思う情報元については、テレビ報道が最も多くて、続いて医師、それから家族、国や自治体のウェブサイトとなっております。

これらを踏まえまして、予診票発送時等の個別通知においては、予防接種の重要性を伝える、分かりやすい伝わりやすい表現に努めるなど、適宜内容を精査しまして、引き続きホームページ、SNS等を活用した適時適切な情報発信を強化して、正確な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 個別で3回通知したにもかかわらず十分な情報がないという、発信側と受け手側がミスマッチをしているのが進まない状況の一因だと思います。

ただ、今、市のほうでも一生懸命そういうふうに関別で通知を出して、重要性とか正確な情報の提供に努めているんですけれども、その対応が接種者数の増加につながっているのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） HPVワクチンの啓発については、先ほど来申し上げております広報紙、ホームページ、SNS、それから駅の自由通路や地域交流センター等へのポスター掲示、ポレポレのデジタルサイネージ、市内小中学校や高校3校へのタブレット端末を通じた情報発信など様々な方法で啓発活動を実施してまいりました。

さらに、キャッチアップの最終年度とされた今年はテレビ報道等でも多く取り上げられたこともありまして、キャッチアップ対象者の総接種回数を見ますと、本年10月末現在で

554回、令和5年10月末は283回ですので、かなり増えており、前年度同月比で約2倍と増加しているというような数字が出ております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） いろいろと努力なされて周知を徹底されていることがよく分かりました。ただ、いろいろと改善を図ろうとしていることが分かりましたので、ぜひ目指すべき成果を期待して、小項目③に移ります。今後の事業展開についてです。

令和7年3月末までの事業としての見通しは、接種者数は、特にキャッチアップ世代についてもお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 今後の事業展開についてでございますけれども、本年度末までに接種見込み数としましては、10月末までにキャッチアップ接種を開始した方301名が3回の接種を完了すると試算しまして、約900回の接種を見込んでおります。これは、昨年度の延べ接種回数の2倍となっております。

なお、先月11月27日に国において、今年夏以降のHPVワクチンの大幅な需要拡大に伴うメーカー在庫の減少など、ワクチンの出荷状況等を踏まえまして、キャッチアップ接種の対象者に対する経過措置の方針が示されました。その内容としましては、これまでHPVワクチンを1回以上接種された方が残りの接種を今年度中に接種を完了できない場合、来年度1年間を経過措置として接種を可能とするというものでございます。これに伴いまして、年明け1月頃に国からの通達を見込んでおりまして、それを受け次第、これまで1度も接種されていない方等に向けた個別接種を予定しております。

予防接種は、副反応などのリスクと感染予防や重症化予防などのベネフィットを理解した上で、本人の意思に基づいて接種していただくことになります。今後も、キャッチアップ接種対象者や定期接種対象者、またその保護者に対して、ワクチンの効果や安全性など接種を判断するのに必要な情報の提供、正しい情報の提供を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 答弁で1月の頃に国から通知があるということですが、期間延長となって、笠間市でも再々スタートのような形になると思うんです。先ほども述べましたように、やっぱり職員の方が、また延長か、また延長かとなってくると、本当にどこまで続くのだろうという数値だけが先行してしまっていて、市民の方に本当に正確に安全性とか有効性が伝わらないということがないようにしていただきたいと思います。

そういうことがないように、やっぱり一番大切な周知だと思うんですね。どんな事業でも進捗でも、周知が課題となってくると思うんですけれども、この事業で、どこの自治体も周知で苦労されていると思うのです。好事例として宮崎県宮崎市の通知も私も見させていただいたんですけれども、分かりやすく安全性、有効性が書いてあるというふうに見え

ました。

笠間市としてもいろいろな自治体の情報収集・共有をしているということをお伺いしましたが、対象者に対して1月頃の通知なんです、周知時期や周知の回数や周知の方法、媒体、周知の内容の工夫、不安を軽減するワクチンの安全性や有効性の周知にどのように取り組むのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 対象者に対する時期それから方法、媒体、周知方法の工夫ということで申し上げますと、これまで未接種であった方への通知に当たっては今回が最後の周知の機会となる可能性がありますので、予防接種により子宮頸がんを予防をできること、また接種に関する不安を少しでも取り除けるように、個別通知に記載し切れない内容についてはQRコード等によって国や市のホームページへのリンクを掲載するなどしまして、より伝わりやすいものにしていきたいと考えております。加えて、二十歳の集いでのチラシの配布、ポスター等の掲示による周知も準備を進めております。

また引き続き、個別通知や市のホームページ、SNSの媒体の活用を含めまして、改めて周知を拡大してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 来月国から通知があつてということなんですけれども、それで具体的に実効性があるという、いつ誰がどのようにするかということが一番大切になると思いますので、ぜひ具体的な実効性がある計画を立てていただいて、周知の徹底もしていただければと思います。

その中で、先ほど答弁いただいた教育長にもう1回お伺いするんですけれども、大きな啓発の機会となるのが教育の現場での啓発だと思うんですけれども、今後、教育現場としてはどのような対応をなされるのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、多くの学校が冬休み明けに講習会を開催する予定ですので、そこに先の11月の厚生科学審議会、そちらのほうの答申を受けて、そちらのものも含めた形で、子どもたちそれから保護者のほうに啓発をしてまいりたいと思います。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） よろしくお伺いいたします。

それにしても、親と一緒にすれば最も啓発につながるということで、学校での啓発がなされているということは、男女ともに啓発されているということだと思うんです。そこで、今まで女性への啓発でしたが、笠間市としての子宮頸がん予防ワクチンの男性への啓発はどのようにお考えか。

このことをお聞きしますのは、1人の市民の方からのお声でした。それは、幼少期から

中高年までのワクチン接種は男女ともに告知されて啓発されているんだけど、この子宮頸がんワクチンは女性に啓発や接種の助成がなされていると。もし、男性への啓発や接種費用の助成があれば、お姉ちゃんも助かったかもしれないというお声をお聞きました。

身近な人がワクチンの接種で子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス感染の予防ができるということは、事実なんです。疾病の原因と予防が明確になっているというのもこれ、子宮頸がんの最たるものだと思うんですけども、だからこそ男性もこういうHPVのリスクがあって、予防効果の高い子宮頸がんワクチンの接種が必要とされていると思います。しかし、男性への接種推進が十分ではなくて、啓発や接種機会の確保が課題となっていると思います。

データに基づいた接種推進が市民の健康に寄与するという観点から、笠間市としては今後、男性への接種推進についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 男性への接種に関しましては、国の予防接種ワクチン分科会の予防接種基本方針部会において、男性のHPVワクチン接種についての議論がされております。その中で、男性の疾病としての肛門がんや尖圭コンジローマの予防効果が認められているものの、費用対効果などの面で引き続き協議が行われている状況でありまして、本市としては国の動向を注視している状況であります。

現状を踏まえまして、市として任意接種である男性へのHPVワクチン接種への費用助成の予定は、現在のところ考えてございません。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 今のところ助成は考えてないということなんですけれども、男性でもかかってしまうっていう周知はしていただきたいと思います。

1人の声が、やっぱり真実の叫びだと思っています。前例で、带状疱疹ワクチンの場合は、国の定期接種がもう間もなく始まりますけれども、これは先駆けて全国の市町村が予算のない中、最優先事業として事業化したことが挙げられます。

要は、国を後押しした形になったと思うんですけども、こういうことからやっぱり一市町村が手を挙げて自ら先行してやるということが、これからの将来のある市民の多くの命を救えるだけではなくて、産み育てるという夢や喜びを奪ってしまうことがないように、命を大切にする笠間市であるからこそ「健康都市かさま」であるならば、行政の最大の使命として事業の実現を図っていただきたいことを強く要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（大関久義君） 5番川村和夫君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、10日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時13分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 石 崎 勝 三

署 名 議 員 長谷川 愛 子